

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第47号 2017年8月

HEADLINE

本号では、連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」の第3弾として、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、神戸大学大学院国際協力研究科、早稲田大学法学部と共に慶應大学三田キャンパス南館地下4階ディスタンスラーニング室で2016年12月3日に開催した「法整備支援シンポジウム～マルチラテラルな法形成と法整備支援」を取り上げました。

シンポジウムでは、第1部で、グループごとの研修発表があり、第2部では、法務省法務総合研究所国際協力部の教官から「法制度整備支援における連携と協調のフォーラム」としてプレゼンテーションがあり、引き続き、「法整備支援への新しい関わり方」として全体討論が行われました。学生の方をはじめ、多くの方の参加があり、質疑応答も活発に行われました。

(目次)

開会挨拶 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 2

第1部 研究発表

「法整備支援におけるドナー間協力の重要性～ラオスの人材育成支援から考える～」 4
「法整備支援事業の違い～評価制度からの検討～」 11
「マレーシア憲法によるブミプトラ政策及び表現の自由について」 17
「婚姻終了時における夫婦間の財産の平等について～法整備支援対象国と日本の比較法検討～」 24

第2部 全体討論

「全体討論を始めるにあたり」

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘 30

「法制度整備支援における連携と協調のフォーラム」

法務省法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣宏 31

全体討論「法整備支援への新しい関わり方」 34

モデレーター 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

法務省法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣宏

閉会挨拶 名古屋大学法政国際教育協力センター長・法学研究科教授 小畠 郁 44

資料（リンクをクリックすると添付資料を閲覧できます）

法整備支援におけるドナー間協力の重要性～ラオスの人材育成支援から考える～

法整備支援事業の違い～評価制度からの検討～

マレーシア憲法によるブミプトラ政策及び表現の自由について

婚姻終了時における夫婦間の財産の平等について～法整備支援対象国と日本の比較法検討～

第2部全体討論 発展の渦中にある社会と法整備支援

開会挨拶 松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

今日は「法整備支援シンポジウム～マルチラテラルな法形成と法整備支援」にお集まりいただき、本当にありがとうございます。本日のシンポジウムは、6月の法整備支援へのいざない、8月のサマースクールに続く、連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2016」の第3弾、最後の締めくくりの会になります。簡単に今までの沿革を振り返ってみたいと思いますが、2009年の「私たちの法整備支援～ともに考えよう！ 法の世界の国際協力」から始まり、そこから数えると今回で8回目になります。この間、法整備支援に携わっているベテランの方々、そして、そしてこれからそれに携わろうとする若い皆さんの参加を中心に、このシンポジウムが続いてきました。毎回、いろいろなテーマを取り上げて、法整備支援をさらに有効に実施していくためにはどうすればいいかを考えてきました。ある種、継続的なプロジェクトとして行われてきたわけです。

今年のシンポジウムのテーマは「マルチラテラルな法形成と法整備支援」です。なぜこのようなテーマになったかといいますと、大阪で行われた連携企画の第1弾、法整備支援へのいざないに当たるシンポジウム「法整備支援へのいざない」において、法務省法務総合研究所国際協力部長の阪井部長から「Anyone Can Legal Assistance（法整備支援）」というコンセプトが提示され、法整備支援は限られたサークルの中の人たちの活動ではなく、誰でも参加できるものであるし、すべきであるという問題提起がありました。その問題提起を受けて、第2弾のサマースクールでは、実際に学生、社会人、法律の専門家、留学生など、いろいろな人が参加して研究発表を行いました。今日も何人か来てくれている留学生の方々も参加して、みんなが様々な関わり方を通じて法整備支援をすることができるということを話しました。「Anyone Can Legal Assistance（法整備支援）」というのは「Anyone Can Cook」という言葉から来ているわけですが、誰もが法整備支援に関わるとは一体どういうことなのか、そこにはどのような問題があるって、それをどのように克服できるのかを、さらに深めて考えてみようというのが、今日のコンセプトです。

「マルチラテラルな法形成と法整備支援」のマルチラテラルとは少し難しい言葉なのですが、実は8月のサマースクールで名古屋大学の小畠先生から、最近の法形成は一つの国の政府が主導するのではなく、外国の政府やさまざまな研究者、実務家など、いろいろな人が関わるようになってきており、また、そうせざるを得ない状況になっているという問題提起がありました。法整備支援へのいざない、そしてサマースクールでこのような問題提起を受けて、それを深めてみようというのが今日のシンポジウムの役割ではないかと考えて、このタイトルを付けました。

マルチラテラルとはどう訳すのか、私もよく分からぬのですが、あえて訳すと、多面的ということです。従って、マルチラテラルな法整備支援というのは、さまざまな立場から法整備支援に関わらざる

を得ないということだと私なりにかみ砕いています。そうすると、やはり大事なのは法整備支援に関わる主体の多様性です。いろいろな人がいろいろな場面で関わっていくわけですが、どのような関わり方があるのか、あるいはどのように関わるべきなのかを考えていくという問題につながると思います。

また、この見方からは必然的に、マルチディメンジョナル (multidimensional) な法整備支援ということが不可避的に問題になるように思います。これも日本語に訳すと難しいのですが、多次元的といいますか、さらにかみ砕いて言うと、さまざまな視点から考えるということです。多くの人々がさまざまな立場から法整備支援に関わる際には、その関わり方、目標、理念、方法、その具体化の仕方等も当然ながら多様なものがあり、決して一様でも、一枚岩でもありません。それを強引に統一しようすることは不自然で、望ましくありませんし、そもそも不可能です。ここで大切なことは何でしょうか。この観点から法整備支援を振り返ってみると、今まででは立法支援や法曹養成支援を中心に展開してきましたが、まず第一に大事なのは、支援の対象になっている国のことをよく理解することです。一つとして同じ社会はないので、恐らく同じ法というのもあり得ません。文言は同じでも、同じように解釈されているとは限りませんし、同じように機能しているとは限りません。ですから、やはり背景にある社会の多様性、いろいろな人たちの暮らしや歴史、宗教、しきたりなどをしっかりと理解することが、実は法整備支援にとって大事なのではないでしょうか。急がば回れといいますか、やはり良い法整備支援をするためには、対象となる社会をよく知ることが必要です。そういう視点の多様性をもつことの実践の一つとして、対象国(の)社会を理解することが大事だということです。それから、そうした視点を踏まえて、第二に、法整備支援のやり方自体を常に自覚的に反省していくということも続けなければいけないと思います。

そのような観点から、今日はこの後、学生の方々を中心に研究発表をしていただき、それに対して参加者の皆さんからさまざまな質問やコメントを出していただいて、「Anyone Can Legal Assistance (法整備支援)」を具体化するためのマルチラテラルな法整備支援、そして、それを実現するためのマルチディメンジョナルな法整備支援の意味を深めてみようというのが本シンポジウムの一つ目の趣旨となります。そして、それを踏まえて第2部の全体討論ではもっと多様な視点があると思いますから、それについて今日の出席者全員が参加して議論して、マルチラテラルな法整備支援の意味と方法について考えを深めていきたいと思っています。そのことを通じて、法整備「支援」というよりも本当の意味での法整備「協力」、みんなで知恵を出し合って、より良い社会にするためにより良い法整備を進めていくことに、みんなが何らかの形で関わるはずだし、関わるべきだということについて考えたいと思っています。

今、ご覧いただいているのは、先々週にカンボジアのパニヤサストラ大学の図書館に行ったときに撮った写真です。ここには学生、教師、実務家、僧侶と、いろいろな形で法律に関わる人たちが集まり、法律の本を読んだり、ノートを取ったりしながら、自由に話ができるようなスペースがあります。いろいろな国の人人がいて、もちろんカンボジアの学生もいれば、ヨーロッパやアジアのその他の国からの留学生もいて、自由に活発に議論や研究をしています。ごく自然に多様なバックグラウンドをもつ人々が自分たちの意見を率直に出し合って議論して法律の研究を進めているというところに法整備協力というものの一端が表れているように思います。皆さん、これはどこにでも見られるほんの些細なことだと思われるかも知れませんが、「Anyone Can Legal Cooperation (法整備協力)」というのは、そういうごく当たり前にできることの可能性をさらに高めることから出発すべきものではないでしょうか。これ

ほんの一例ですが、様々な人々が多様な視点をもって、さらにごく当たり前にできる法整備協力があるのではないかでしょうか。それを発見し、実践し、試行錯誤を重ねて、創造してゆくべきではないでしょうか。このような小さな活動も大事にしながら、私たちが長い時間をかけてこの活動をより良いものにしていくために、今日は非常に参考になるお話を聞くことができると思います。どうぞリラックスして、堅苦しいシンポジウムではなく、皆さん全員が参加する楽しいシンポジウムになればと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いします。

最後に、今日のシンポジウムの開催に当たっていろいろな方々のご協力をいただきましたので、この場を借りてお礼を申し上げます。法務省法務総合研究所国際協力部にはいつもながらご支援いただきており、今日は阪井部長と松尾教官が来てくださっています。また、国際民商事法センターの北野事務局長にもお越しいただいており、いつもながらご支援いただいている。それから、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の小畠先生と牧野さんにも今日はお話をいただきますし、JICAの入江さんは…えっと、まだ到着されていませんが、必ず来てくださると思います。たくさんの方々のご協力によって今日のシンポジウムを開催することができました。なお、準備は全て慶應義塾大学、関西大学の学生さんたちが中心となってやってくれました。さらに、今日はカンボジアからの留学生の方にもお越しいただいていますので、後でお話を伺いたいと思います。

それでは半日、楽しいシンポジウムにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第1部 研究発表

「法整備支援におけるドナー間協力の重要性～ラオスの人材育成支援から考える～」

慶應義塾大学 齋藤奈津美 中村優希 藤野江美 前川祐輝

(中村) 私たちのグループはラオスにおける人材育成支援を題材に、法整備支援におけるドナー間協力の重要性について考察しました。ラオスの法律人材育成を取り上げて、各国の支援を比較検討し、問題点を指摘した上で、より良い法整備支援を実現するためにはドナー間の協力体制の構築が必要なのではないかという流れで話を進めたいと思います。

ラオスの人材育成に着目した理由

まず人材育成に着目した理由ですが、人材育成は法整備支援の三つの柱の一つとして非常に重要な役割を担っており、多様なドナーが参画可能であるからです。では、その中でなぜラオスに着目したのかというと、理由は2点あります。1点目は将来の法整備支援の構図に相似的ではないかと感じたこと、2点目は先行する研究が乏しかったことです。この2点の理由から、ラオスを研究することで何か新しい視座を得られるのではないかと考え、今回、人材育成支援の中でもラオスに着目して研究を進めました。

ラオスで法整備が必要となった契機は、1986年の新思考政策と新制度の導入です。これによって全方位外交と市場経済の促進が図られました。市場経済の促進への要請から、社会主義国でありながらも権利義務の制定の必要性が浮上してきたという経緯があります。そして、そういった要請から、1991年に憲法が制定されました。この憲法制定によって、より法整備への要請が加速していくことになります。

ラオスは法整備を始めてからまだ25～30年しかたっていない、非常に若い国なのですが、今、実際に法整備支援においてどのような問題があるかというと、個別法の体系化が進んでいない、法制度整備

や人材育成が未発達である、法の概念自体が希薄であるといったことが挙げられます。従って、現状においても法整備がまだまだ不十分であり、人材育成にも注力する必要性があるということで、今、各国の多様なドナーがラオスでの法整備支援に参画しています。

各ドナーによる支援

なぜ各ドナーによる支援を比較しようと思ったのかというと、これは非常に単純な疑問から来ています。ラオスという小さな国がこれだけいろいろな国から支援を受けている中で、その支援同士が整合性を持ち、かつ、効率性が担保されているのかという疑問を持ったからです。そこで、各国がどのような支援を行っているのかを比較することに価値があるのではないかと感じました。

そのような流れでラオスの人材育成支援に焦点を当て、各国の支援を比較していくことになったのですが、まず各ドナーによる支援を比較する切り口として、計画性、主体性、持続性の3点を挙げました。この3点に着目したのは、これらの点に各ドナーの相違点が非常に表れていると感じたからです。なお、ここでは計画性を「どのような目標および期間の設定になっているか」、主体性を「被支援国側の主体性がどの程度重視されているか」、持続性を「支援終了後もラオスが自力で法整備を行っていくような支援か」と定義しています。

次に、各ドナーの支援の詳細についてご説明していきたいと思います。

(前川) まず、日本の法整備支援から見ていきます。多くの日本の機関が法整備支援に関わっていますが、今回はJICA（国際協力機構）の活動を中心に見ていきます。JICAは日本のODA（政府開発援助）を一元的に担っており、ラオスには1965年に青年海外協力隊の派遣という形で支援を開始しました。ラオスに対する法整備支援は1998年に始まりましたが、この支援には法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が深く関わっています。また、2008～2010年にかけて、長年ラオス人留学生を受け入れていた名古屋大学がCALEとともに法整備支援プロジェクトの調査を行っています。

具体的にJICAがどのような支援を行っているのか、直近のプロジェクトを見ていきます。2010～2014年にかけて行われた法整備人材育成強化プロジェクトは、司法省、最高裁、最高検察院、ラオス国立大学の4機関を対象に行われました。この支援ではワーキンググループごとに活動が行われ、その成果として民法、民事訴訟法および刑事訴訟法の教材・資料が作成されました。そして、継続のフェーズ2が2014～2018年にかけて行われており、これもグループに分かれて活動していますが、そのうち教育グループは国立司法研修所への支援を行っています。

それでは、日本による支援を計画性、持続性、主体性から見ていきたいと思います。まず計画性に関して言うと、日本の支援はプロジェクトごとに計画を立てており、中長期的な支援計画が立てられているのかは分かりませんでした。持続性に関しては、日本人専門家は適宜アドバイスを行うのみで、教材・資料の作成はラオス人自身が行っており、支援により法の運用や整備を自力で行う能力が向上していると考えられます。そして主体性に関しては、ラオス側の意思に基づき支援を計画・実行しており、被支援国の主体性を確保していると言えます。

次に、スウェーデンの支援についてです。スウェーデンのODAは国内福祉の延長と称され、人道主義や国際的連帯という援助哲学の下で発展してきたという歴史を持っています。スウェーデンの2カ国間援助を担当しているSidaという機関が中心となり、援助に当たりました。ラオスへの支援自体は1974

年に始められ、2011年に終了しています。その中で法整備支援自体は1992年に始められ、2009年まで二つのプロジェクトが実行されました。

一つ目のプロジェクトは1992～2002年まで行われ、具体的な支援内容としてはラオス政府、ビエンチャン法律学校、法曹などを対象とした法学教育、英語教育、弁護士会への支援、奨学金の付与などが挙げられます。そして、二つ目のプロジェクトはラオス国立大学法政治学部に対象を絞って、2000年から2009年にかけて行われました。一つ目のプロジェクトでも実施された法学教育や英語教育に加え、教育方法の改善やテキストの執筆・印刷に関する支援が行われています。

スウェーデンのプロジェクトを計画性、持続性、主体性の3項目で分析すると、まず計画性については、スウェーデン側では8～9年の長期的な目標を定め、ラオス側に細かなプロジェクトの計画・実行を委ねていたことから、計画性が確保しやすい枠組みで支援が行われていたのではないかと考えます。持続性についても、トレーナーズ・トレーニングが中心に行われていたことから十分に確保できていると言えます。それから、具体的なプロジェクトの計画・実行はラオス側が担っていたことから、主体性のある支援が行われたと考えました。

次に、ルクセンブルクの支援についてです。ルクセンブルクもラオスの支援に乗り出しており、主要機関はLuxembourg Development Cooperationです。そもそもルクセンブルクは世界有数のODA大国であり、年間GNI比率1%超をODAに拠出しています。ラオスへの支援で特徴的なのが、Sidaの支援終了後の引き継ぎとしてラオス政府から依頼を受け、法整備支援に乗り出したという点です。

具体的には二つのプロジェクトが実施されています。一つ目は2010～2015年にかけて行われました。これはSidaの二つ目のプロジェクトの内容を引き継いだものとなっていますが、Sidaの支援とは異なり、施設の整備などのハード面での支援が主であるのが特徴です。二つ目のプロジェクトは、現在、計画段階にあります。

計画性、持続性、主体性の観点から言えば、支援の特徴として費用などが細かく決められており、非常に計画性があると判断しました。また、持続性については、施設の整備などをメインに行なったため、今後、それが適切に管理・運用されれば高い効果が得られると考えています。加えて、ラオス側が発案した支援でもあるので、主体性は高いと感じました。

(齋藤) 次に、フランスによる支援についてです。フランスは外交政策としてODAに力を入れている国のです。ただし、ラオスはフランスの旧植民地ではありますが、ラオスへのODA支出額が他の国に比べて極めて高いというわけではありません。

当初、法整備支援はフランス独自で行われており、主な担い手はフランスの外務省や開発援助機関であるAFDでした。従って、一つ目に挙げたプロジェクトはフランス独自に実施されたものです。このプロジェクトではトレーナーズ・トレーニングを実施しており、計画段階では持続性が期待できるものであったと言えます。しかし、内容の不明瞭さや他ドナーとの連携の不十分、何よりフランスが作成したプロジェクトがラオスの既存の体制に合っていなかったことが起因し、実際の成果は低いものとなってしまいました。

このプロジェクトの反省から、2009年以降、フランスはUNDPのプロジェクトに参画して共同で支援を行っています。二つ目はその枠内で行われたプロジェクトです。このプロジェクトは弁護士会を対象に実施され、教官の養成やセミナーを通じた刑法や人権擁護法などの法的手段に関する教育が行われま

した。このプロジェクトは教官の輩出を実現しており、有効性も高まったと言えます。

まとめると、フランス独自で行った支援は計画の共有や他ドナーとの連携、ラオスの体制の勘案が不十分であり、それらが原因となって成果の低いものとなりました。ただし、2009年以降はUNDPと共同で支援を行っていることから、それらの問題がある程度改善していると考えられます。

次に、UNDPによる支援を取り上げたいと思います。UNDPはラオスにおける貧困削減を目標として1957年より支援を行っており、1991年以降、法の支配の強化および司法アクセスの向上のため法整備支援に取り組んでいます。UNDPは国際機関という立場上、援助機関との調整やドナー間協力に対する支援も積極的に行ってています。

先述のフランスの参画するプロジェクト Legal Sector Master Plan (LSMP) は1990年代からの長期にわたる調査・準備期間を経て作成され、2009年にラオスによって承認されました。LSMPは2020年までの目標を掲げ、ラオスだけでなくJICAやSida、ルクセンブルク等も参画しています。現在も各機関による小プロジェクトでの支援が進行中です。

LSMPの中でもUNDPが実施する主要なプロジェクトとして、まずは弁護士会を対象としたプロジェクトが挙げられます。このプロジェクトでは弁護士に諸外国でのセミナーへの参加の機会を与えたり、若手弁護士を対象としたインターン、法的教育機関での説明会を行ったりしています。また、SPLSMPと呼ばれるプロジェクトは、抽象的かつ多岐にわたるLSMPを実行に移すため、より具体的で短期の目標を定めたプロジェクトであり、国立司法研究所の設立、カリキュラム・試験・教材の作成、外国人講師の派遣が行われています。

UNDPのプロジェクトは、長期の準備期間を経て具体的な計画を作成し、実行に移すという特徴があります。他のドナーと比較して、ラオスの法司法関係機関の組織強化により持続性を確保するというアプローチが特徴的と言えます。ただし、計画の共有が不十分であったためにラオス側の参加率が低かったプログラムも存在しており、まだ改善の余地はあります。

各ドナーによる支援の比較

各国の支援について、あらためて比較したいと思います。まずプロジェクトの計画性という観点では、目標や計画の設定期間、内容は各国で異なっており、各国の特徴が顕著に表っていました。長期目標と短期目標のどちらも一長一短あり、長期プロジェクトでは長期的に一貫性のある支援が行いやすくなる一方、目標が漠然としていて達成が困難であるという欠点があり、短期プロジェクトは実現可能性が高い反面、長期で見たときに目標がぶれてしまう恐れがあります。

また、実施されたプロジェクトが持続的なものであったかという観点で比較すると、まずフランス独自による支援はあまり成果が出ていないことから、結果的に持続性がなかったと評価するに至りました。そして、その他の持続性がある程度見込めると評価した国の中では二つの潮流が見られました。ここではそれを枠組み改革派 (UNDP) と人材教育派 (日本、スウェーデン、ルクセンブルク) に分類しています。枠組み改革派は、人材育成の枠組みから改革していくという方針を持っています。人材育成を工場に例えると、工場をグレードアップするのが枠組み改革派であり、工場で働く人を増やすのが人材教育派で、こちらはトレーナーズ・トレーニングを中心に内側から変えていくという手法です。

被支援国の主体性をどれだけ尊重しているかという観点では、ラオスの既存体制の勘案が不十分であったことから、フランスは主体性を尊重する姿勢が低いと評価しました。しかし、フランス以外の主体

性があると評価された国でも実態レベルでは差があり、私たちの中では日本の支援が主体性を最大限に尊重しているという結論に至りました。

考察・提案

(藤野) 各ドナーに共通して言えるのは、被支援国にプロジェクトの主導権を握らせることを理想としている点です。これは法整備支援が押し付けになるのを防ぎ、被支援国の自立的かつ持続的な人材育成を促進します。しかし、現在、ラオスではドナーごとに作成されたプロジェクトが複数存在し、各プロジェクトにおける被支援国・ドナー間の内容の共有も不十分となっています。そのため、被支援国に主導権が委ねられたところで、被支援国が複数のプロジェクトを同時並行で実行に移せるのかという問題があります。

また、これらの複数プロジェクトでは内容が重複しているものもあります。例えばフランスと日本は同時期にそれぞれ弁護士会への支援を行っていました。また、ルクセンブルクや Sida が英語での法律教育を行う中、日本は日本語での教育を行っており、統一言語を使用すべきかという問題も残っています。このようにドナー間の情報共有が不十分であることが分かりました。

これらの問題点から、私たちは被支援国が主導的にプロジェクトを実施していくためには、他ドナー間における協力体制の構築が重要になってくると考えました。ラオスの例を取ると、確かにドナー間協力を促進する動きはあります。例えば LSMP では多数のドナーが共同で同一目標を目指すという形態が取られています。また、UNDP の支援によってラウンドテーブルミーティングという、多数ドナーが一同に集まり調整を図る場が定期的に開催されるようになりました。しかし、各ドナーが目標達成のための短期プロジェクトを実施するという形態は残っており、ラウンドテーブルミーティングも法律人材育成支援に特化したものではありません。そこで、さらなる協力体制を構築するためにはどうすればよいのでしょうか。

協力体制の構築を行う上では、ラオス政府および各ドナーが情報を共有し、法整備支援のプロジェクトを把握することが必要不可欠です。そこで、状況共有を促進するために、ODA データベースの改良および全ドナー参加の定例会議の開催という二つの解決策を提案します。

ODA データベースに関しては、既にラオスへの ODA データをまとめたプラットフォームが国際 NGO 団体により運営されています。ただ、現行のプラットフォームでは法整備支援が違う支援分野に分類されていたり、支援対象機関で検索をかけられなかつたりすることから、同じような支援が行われていても気づきにくいという問題があります。そのため、データベースに法整備支援コーナーを設け、情報をまとめるべきだと考えました。

次に全ドナー参加の定例会議の開催についてですが、この会議の目的は全ドナーが行っている支援概要の共有です。会議の主体はラオス政府で、開催に当たっての費用や責任はラオス政府が負担します。そして、もし重複する支援の存在が明らかになった場合は支援調整会議を開催します。これらの会議開催によりラオス政府の主導で各機関の支援を調整することが可能となり、より計画的かつ持続発展性のある支援の実施が行われやすくなると考えます。

現在の法整備支援は支援の連携が図られているものの、基本的に各ドナーは支援国の主体性を尊重しつつ、各自支援を行っています。今後、情報共有を促進することで協力体制が構築され、より効率的かつ持続的な法整備支援が行われるでしょう。

質疑応答

(Q1) 法務省法務総合研究所国際協力部長の阪井です。大変有意義で面白い発表をありがとうございました。

今、ICDでは、松尾弘先生が陣頭に立ってラオスに対する法整備支援を、JICAとともにかなり熱心に行っており、まさに今日、問題提起のあった人材育成について、来年(2017年)の1月末から2月にかけて日本に研修員を呼んで研修を行います。これは教材作成という試みもあるのですが、先ほどお話のあった国立司法研究所という弁護士、裁判官、検察官をまとめた一つの研修所を作るということで、これが昨年(2015年)1月に開校しています。昨年、ラオスの司法大臣を日本にお呼びして日本の試みをいろいろ見ていただいています。

先ほどお話しした2017年の1~2月の研修では、大阪大学において教材作成を主に行い、教授法の研修ということで2月9日に大阪大学の法科大学院で藤本先生による民事科目の授業を見学するというプログラムを作っています。試験の最終日なので学生さんも来てくれるということで、日本の法科大学院で特に民事系の授業がどのような形で行われているのかを生で見てもらいますから、興味がある方はぜひ来てください。私は中央大学法科大学院で教えていた経験があるので、まずは私が模擬授業をやって、法科大学院における授業においてどのような形で通訳をしたらうまくいくのかをICDで練習した上で、大阪大学法科大学院で実際の授業を見てもらうという段取りになっています。

今ほど、日本のラオスに対する法整備支援について幾つかコメントを頂きました。日本の支援の一番大きな特徴は、長期専門家を常駐させているという点にあると思います。検事1名、弁護士2名、業務調整専門家1名の計4名がいるのですが、ルクセンブルクやスウェーデン、フランス、UNDPは長期専門家のような形でラオスに人を継続的に派遣しているのでしょうか。

(中川) まず、私が調べたルクセンブルクは恐らく法律の長期専門家としては派遣していないと思います。ルクセンブルクは非常にラオスのODAに力を入れており、ビエンチャンにアジアの拠点があるのですが、そこで2名ほど職員が働いています。ただ、法律の長期専門家が日本のように派遣されているかというと、違います。

(前川) スウェーデンでは二つ目のプロジェクトでウメオ大学と協定を結び、そこからコンサルタントが派遣されたことはありますが、法律の専門家は恐らく派遣されておらず、どちらかというと英語教育と教授法のコンサルタントが派遣されたという形になっています。

(A) フランスは当時、独自に支援を行っていたのですが、一つ目のプロジェクトでは長期専門家を入れようという計画はあったものの、結局、採用されずにそのままプロジェクトが行われるに至りました。その間に短期専門家は派遣され、外交官や行政官、司法職員の教育が行われています。

続いてUNDPに関しては、これは現在、フランスと共同でプロジェクトを行っていることもあります。フランスの国立司法学院からの派遣という形で短期専門家が現地で教育を行っています。また、日本と同様にフランスにラオスの地方職員を留学させています。短期的なプログラムを組み、その中で教育プロ

グラムを行うという形が取られています。

(Q1) 今おっしゃったフランスの国立司法学院は Ecole nationale de la Magistrature といって、向こうで言うところの大学院的な組織であり、判検事を養成する学校です。恐らく長期専門家は派遣していないと思うのですが、フランスに招いて研修を行ったりしていたかと思います。

日本の特徴はやはり実務家を派遣していることだと思います。特に弁護士や検事、継続的に、かなり相手国とコンタクトを持ちながら行っています。実務家が入り、寄り添いながら支援をしています。

他方でこれは若干時間がかかるもので、私たちもずっとラオスを見てきていますが、今までの教材作成でどれだけの教材ができたかというと、若干心もとないところがあります。日本では民事も刑事も受験教材がたくさんありますから、すぐにできるではないかと思うかもしれません、本当になかなかできないのです。ですから、寄り添いながらやるというのは非常に優しいのですが、他方で時間がかかるてしまうところもあり、その辺が反省点ではないかと思っています。

いずれにしても、皆さんおっしゃったことはそのとおりだと思います。私たちはラオスの法整備支援を JICA とともに行っているのですが、参考にさせていただきたいと思いますし、1月末から2月の頭にかけて大阪にラオスの方をお呼びして、まさにこの部分の研修を大阪の法務総合研究所国際協力部国際会議室で行うので、今日ご来場の方でご興味のある方は来ていただければと思います。

いずれにしても、大変興味深い発表をありがとうございました。大いに参考にさせていただき、ラオスを担当している ICD の教官にも今日の研究発表をお伝えします。

(Q2) 大変よく調べられたご報告で、感銘を受けました。名古屋大学の小畠です。高越論としてはドナー間の協力体制構築を図っていく必要があるということでしたが、これを構築するためには、法整備支援に関わるさまざまなドナーの運用法則を考えないといけないところがあります。

私も大学だから客観的な立場に立っているかというとそうではなくて、今、大学は非常に大学間競争に巻き込まれています。ラオス国立大学で活動するにも、日本語を重視するのか、英語を重視するのか、フランス語を重視するのかというのは学生の取り合いという側面も持っております、大変頭が痛いところです。JICA にしても、あるいは比較的そういったことから免れていると思われている UNDP ですら、自分たちの財政的なリソースを提供しているタックスペイサーに対する説明責任を非常に強調しており、そこでどのように説明するかということが各主体にとって非常に重要な問題になっています。従って、協力関係が重要だというのは理屈では分かるのですが、実際には競争関係でもあるということの影響があると思うのです。

そのような中で協力体制をどのようにつくっていくか、今の段階でお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

(中川) 多様なドナーが参画する中で、それぞれのドナーの支援への思いをどう調整していくか、どう利益相反を防いでいくかというご質問かと思います。今回、私たちは各ドナーの支援を見てラオスの法整備支援について理解を深めていったのですが、結局、ラオスにとって一番ハッピーな法整備支援とはラオス自身が決めるべきであると考えています。

従って、今回の発表ではドナー間協力体制の構築というお話をしたのですが、ラオス政府自身に、ど

の支援を受けて、どの支援は受けないのかという選択権を与えることが非常に重要ではないかと考えています。そのためには全ドナー参加型のラウンドテーブルミーティング等をラオス自身が開催し、ラオスが選択権を持てるというところに焦点を当てて、今回、協力体制の構築というところを挙げました。

「法整備支援事業の違い～評価制度からの検討～」

慶應義塾大学 今西ユリ亜 小林航 安井春香

(安井) 私たちからは、評価制度から検討した法整備支援事業の違いについて発表したいと思います。本発表では、まず発表の目的についてご説明し、次に JICA と世界銀行のそれぞれの法整備支援事業の特徴をご説明した後、最後に私たちが導き出した結論を述べさせていただきます。

本発表の目的

まず本発表の目的として、日本と世界の法整備支援事業について簡単にご紹介し、より良い法整備支援をするには何が必要かについて検討した後、最後に本発表のキーワードでもある事業評価についてお話しします。

日本をはじめ、国連機関や世界銀行などの国際援助機関、アメリカや EU 諸国など、法整備支援事業はあらゆる国や団体によって世界各地で行われています。このような多様なドナーの中でも、評価制度が整っており公表されているという条件の下、日本の法整備支援事業において主要な機関である JICA と、日本との違いを浮き彫りにするために、JICA とは大きく異なる、そして国境を越えた金融機関でもある世界銀行を取り上げ、それぞの法整備支援事業についてご紹介したいと思います。

それぞの特徴を 2 点ずつ挙げると、JICA は支援対象国の主体性・自主性を尊重し、法整備のための幾つかの選択権を提供して支援対象国の判断に委ねるという形を取っており、事業は対象国の実情に関する十分な調査を行った上で実施されます。また、中長期的視点に立った活動を行っており、例えベトナムに対する支援は 1994 年から始まって 20 年以上も続けられています。

一方、世界銀行は JICA とは大きく異なり、商業・金融・民営化・所有権など、経済関係法の分野で立法モデルを対象国に提示する形を取っており、特定のスタンダードの採用を目指しています。しかし、このスタンスでは対象国の既存の基盤や社会の実情が法案起草の過程で考慮されにくいというマイナス面があります。

法制度整備支援を支援する側にとっても、支援される側にとってもより良いものに変えていくには、やはり改革が大切です。その際に事業評価は大きな役割を担うことになります。そもそも事業評価とは何かというと、日本の「法制度整備支援に関する基本方針」では、事業評価について「法制度整備支援の性格上、定量的な指標で成果を計ることの困難さはある一方、事業成果についての説明責任が強く求められている。現地のニーズや事業に対する評価をきめ細かく聴取することで、より事前・事後の評価に意を用いる」と述べられています。事業評価は事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすために実施されるものであると言えるでしょう。

JICA

(安井) 次に、JICA の法整備支援事業と事業評価について具体的に見ていただきたいと思います。

(今西) まず、日本の ODA を担う主要な実施機関である JICA の評価制度についてお話しします。流れとしては、日本の法整備支援の目的である上位目標を確認した上で JICA の評価目的・評価制度を紹介し、実際にどのように評価制度が用いられているか、ベトナムの事例を取り上げてご説明した後、最後に考察を述べたいと思います。

日本の ODA 政策全体の方針に、開発協力大綱というものがあります。これは政府が決めたもので、主に理念や重点政策実施についての方針が定められています。この開発協力大綱を踏まえた上で、「法制度整備支援に関する基本方針」が外務省主導の下、各関係省庁の協議上で策定されています。ここでは、法制度整備支援とは良い統治に基づき行われる開発途上国の持続的成長の基盤づくりの支援であるとの具体的指針が示されています。

日本の法整備支援の目的は、普遍的価値の共有という究極的な目標の下、開発途上国自身が持続的成長をしていくための支援をすることだと言えます。普遍的価値の共有を究極的な目標としたとき、具体的に何が必要なのかは開発協力大綱を基にピラミッド図で表すことができます。ピラミッドの下に行くにつれて具体的な内容となりますが、まず、普遍的価値の共有とは公正で包摂的な社会の実現であって、そのためには効果的・効率的かつ安定した経済社会活動が必要不可欠です。そして、その活動は法の支配の確立、グッドガバナンスの実現があって初めてできるものです。さらに、この目的を達成するためには、より良い法整備支援を常に模索し発展していくことが重要と言えます。この際、評価制度を設けることは支援をより良いものにする手段として有効です。

では、JICA ではより良い法整備支援を行うために、どのような評価が行われているのでしょうか。評価の目的としては、援助をより良くして改善すること、国民に対して支援がどのように行われているかについて説明責任を果たすことの二つが挙げられます。その上で、事業を評価する目的を運営管理、より効果的な事業の実施、情報公開の三つに定めています。

どのように評価を行うかというと、日本の ODA では評価制度として経済協力開発機構／開発援助委員会による DAC 評価 5 項目が採用されています。これは妥当性、有効性、持続性、インパクト、効率性の 5 項目で評価を行う制度です。妥当性は援助プロジェクトの正当性・必要性を問う視点、有効性はプロジェクトの実施が本当に便益をもたらしているのかを問う視点、持続性は援助終了後の持続性を問う視点、インパクトはプロジェクト実施による影響を見る視点、効率性はプロジェクトに投入された資源が効果的に使われているかを検証する視点です。

これまで見てきた評価制度がどのように運用されているのか、ベトナムを例に取り上げて検討したいと思います。ベトナムは一党独裁制の社会主义国ですが、1986 年にドイモイ政策が採択されて、市場経済を支える新たな法制度の整備が必要となったことから、日本に対し法整備支援を要請し、1994 年から法整備支援が行われてきました。日本の法整備支援の中で最も古くから支援が行われていることに加え、発展的な支援が行われているのではないかと考え、ベトナムを事例に取り上げます。

ベトナムの法整備支援プロジェクトには、法整備支援プロジェクト（1994～2007 年）、法・司法制度改革支援プロジェクト（2007～2015 年）、そして 2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（2015 年～現在）の三つがあります。今回は法・司法制度改革支援プロジェクトの中でも、2004 年から導入された新しいガイドラインが評価報告書に反映され、かつ、評価報告書が公開されているフェー

ズ1（2007年4月～2011年3月）について検討したいと思います。

法・司法制度改革支援プロジェクトのフェーズ1は「ベトナム全土で、裁判が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる」という目標の下、ベトナム全体レベルでの実務および人材育成の改善を目指すものでした。JICAでは事前、中間、終了、事後の4段階で評価が行われているのですが、このプロジェクトについては事前、中間、終了時の三つの評価報告書が公開されています。お手元の参考資料は、終了時評価表のDAC評価5項目による評価結果の部分を抜粋したものです。

このベトナムの評価事例から、二つのことが指摘できます。一つ目は、全体的に評価が高過ぎるのではないかということです。評価結果の効率性の項目には、「本プロジェクトは、ベトナム側の強いイニシアティブと日本人専門家の支援により効果的に運営された。ベトナムと日本の関係者が、これまでに築かれた信頼関係をベースに、更にお互いの文化・社会・制度を深く理解し合おう」という姿勢を持って協力したことでのべトナム側のニーズに対して効率的に協力することが可能となった。また、過去の法整備プロジェクトに引き続き、常駐長期専門家と日本国内のサポート体制があることによって、適切なタイミングで、幅広く深みのあるアドバイスをすることが出来た点はベトナム側からの高い評価を得た。また、ベトナム側の立法スケジュールにも柔軟に対応したといえる。一方、ベトナム側においては、本プロジェクト関係機関・組織が多岐にわたり、かつ、それぞれの国家機構上の位置づけが異なったために、各機関・組織の連携・調整に困難が伴う場合があったことが課題として残っている」とあり、効率性は高いと評価されています（参考資料2ページ）。しかし、理由付けが不明瞭であり、なぜこのことからすぐに評価が高いと位置付けるのかが明確にされていません。また、国民の税金を使った支援をしている以上、高く評価せざるを得ない面があったのではないかと推測されます。

二つ目は、報告書が全て公開されていないということです。JICAでは事前、中間、終了、事後の4段階で事業評価が行われていますが、本当に4段階の評価が行われているかについて疑問が残ります。

次に、DAC評価5項目という評価制度について考察していきます。まず、評価項目は妥当性などの文言にとどまり、明確な単位を持たないことから、どのような事業の評価にも取り入れやすいと言えます。また、日本の法整備支援に合致しています。日本の法整備支援の特徴として、日本側が一方的に支援するのではなく、支援対象国の主体性・自主性を尊重して対等な立場で支援を行うという点があります。DAC評価5項目は多様な解釈が可能なことから、日本の法整備支援の柔軟性に対応し得る評価制度とされますが、その一方で曖昧な評価プロセス、曖昧な評価結果を導く可能性があるとも言えます。

世界銀行

（小林） それでは、国際的な金融機関である世界銀行について検討していきたいと思います。日本（JICA）と同じように上位目標と評価目的を確認した上で、ケーススタディを投じながら評価制度を見ていきます。結論から言うと、日本とは根本の上位目標が違うことから、その評価制度はかなり異なっており、その差異を確認することが本章の目的となります。

世界銀行は1944年に設立された国際開発金融機関です。世界銀行グループは2030年までに達成すべき目標を二つ掲げており、その一つが極度の貧困の撲滅です。これは絶対的貧困ともいわれる、1日1.90ドル未満で暮らす人々の割合を3%以下に減らすというものです。世界銀行のホームページで公開されているオープンレートによれば、2013年時点で割合は世界全体で3.23%まで下がってきており、ちなみにベトナムでは2014年度で0.62%まで下がっています。そして、もう一つが繁栄の共有です。

これは各国の所得下位 40%の人々の所得を引き上げることを目標にしています。以上のように、金融機関と言うだけあって、世界銀行は貧困削減を究極的な目標としていることが分かります。

なお、以下、世界銀行の評価目的・評価制度を語っていく際には、便宜上、国際開発協会（IDA）に絞ってお話ししたいと思います。世界銀行は国際開発協会（IDA）と国際復興開発銀行（IBRD）から構成されていますが、IDA の方が融資の条件が低く、開発途上国に対して無利子の融資や無償資金供与を行っているからです。

開発援助の効果をいかに高めていくかという議論は、近年、一段と高まりを見せています。IDA は、開発援助の効果を高めていくには開発途上国に援助資金を有効に活用してもらう必要があると考えており、そこで世界中の国々のガバナンス状況を指標化して、その指標を使って得た評価を参考に融資の国別配分を決定しています。つまり、政策制度環境が良い国には資金配分を増やし、逆に政策制度環境が良くない国に対しては過大な資金配分は渋るというスタンスを取っています。従って、世界銀行は被支援国の実績というパフォーマンスに従って資金を配分していると言えます。これを実績配分（Performance-Based Allocation : PBA）制度といいます。

その資金配分額の決定に至るまでのプロセスにおいては、国別制度・政策評価とポートフォリオ・パフォーマンス評価が根本の評価指標となり、それぞれ 80%、20% の割合で考慮することとなっています。ここでは 80% の割合で考慮されている国別制度・政策評価（Country Policy and institutional Assessment : CPIA）に注目したいと思います。名前からも分かるとおり、これは国の政策・制度環境を評価する指標です。CPIA は 16 の項目から構成され、それらの項目は経済運営、構造政策、社会的一体性、公共セクターの管理・制度の四つに分類されます。本発表ではこのうち経済運営の中の財政政策をピックアップしたいと思います。

JICA と比較しやすいように、ケーススタディ国にはベトナムを例に挙げます。CPIA 評価 16 項目に点数を付け、ベトナムと IDA 支援国から構成される世界平均値を比較してみると、財政政策についてはベトナムが 3.5、世界平均値が 3.1 となっており、ベトナムの方が高いことが分かります。この点数は 1 が最低点、6 が最高点で算出され、一国に対して 16 の項目ごとに 6 点を満点とした評点が付けられます。

また、CPIA 評価 16 項目の 4 分野と総計で構成される五角形のフローチャートを用いてベトナムとラオスを比較すると、ベトナムは四つ全ての分野で世界平均値を上回っているのに対し、ラオスは世界平均値とかぶっていることが分かります。このチャートから、ベトナムはラオスよりも政策・制度環境が整っていると言えます。世界銀行流に言い換えれば、ラオスよりもベトナムの方が援助資金を有効に使ってくれそうだということになりますから、故に資金配分額もベトナムの方が多くなるはずです。

それでは、実際の配分額を見ていきたいと思います。年間の国別配分額を比較すると、これは中所得国や信用力のある低所得国を中心に貸出を行う IBRD の資金配分額も含まれていることに注意が必要ですが、CPIA 評価 16 項目の結果の違いからベトナムとラオスの資金配分額に差が生じてきています。例えば 2016 年はベトナムへ 21 億ドルもの支援をしている一方で、ラオスへは 3000 万ドルの支援となっていることが分かります。

ここで PBA 制度の特徴を振り返りたいと思います。なお、確認の意味でも再度述べますが、PBA 制度の中に CPIA 指標が含まれています。一つ目の特徴は、世界中の国々の政策・制度環境を画一的に評価することです。このため、国ごとの条件の違いは踏まえません。二つ目は、パフォーマンスの高い国に対しては、その分、多額の援助が可能になることです。ラオスよりもベトナムの方がパフォーマンスが

高かったことから、ベトナムは多額の援助を受けていました。そして三つ目は、結果重視であることです。被支援国の努力度といったことは評価指標である CPIA 評価 16 項目に含まれていませんでした。

最後に、以上を踏まえた問題点を指摘したいと思います。一つ目は、国ごとの条件が異なるにもかかわらず、政策・制度環境のパフォーマンスを数値で画一的に決めるることはできるのかという点です。二つ目は、そもそも論ではありますが、本当に援助を必要としている国はパフォーマンスが低い国ではないかという点です。つまり、貧困撲滅という上位目標を達成するためには、パフォーマンスの低い国に対しても積極的に資金を配分するべきではないかということです。三つ目は、被支援国のインセンティブを向上させるような指標を含むべきではないかという点です。開発事業をするからには、被支援国の参加度や努力度を評価するべきではないかということが指摘できます。

結論

(安井) これまで見てきた JICA と世界銀行の法整備支援事業の上位目標、事業評価の目的、そして用いられている評価制度とその問題点について比較しながら、もう一度見ていきたいと思います。

まず、JICA は上位目標として普遍的価値の共有と持続的成長の実現を掲げているのに対し、世界銀行は極度の貧困撲滅と繁栄の共有を掲げています。また、JICA は評価目的を事業改善と説明責任としていますが、一方の世界銀行では国別資金配分額の決定としています。そして、採用している評価制度ですが、JICA は DAC 評価 5 項目を採用しているのに対し、世界銀行では PBA 制度の中でも CPIA 指標を採用しています。その評価制度の問題点としては、JICA については評価プロセスの曖昧さや評価結果の曖昧さが、一方の世界銀行については画一的な評価への疑問や上位目標との整合性、結果重視の評価制度が指摘できます。

このように、両機関ともに評価制度において多くの問題点を抱えています。JICA については DAC 評価 5 項目のみを採用するのではなく、複数の指標を取り入れることでいろいろな角度から事業評価をし、報告書の文言を明確にすることで、その曖昧さを是正する必要があるのではないかと考えます。また、世界銀行については画一的で結果重視の評価制度を使用する一方で、被支援国のニーズや主体性が反映される仕組みの開発が望まれます。

以上を踏まえ、私たちは次のように結論付けたいと思います。法整備支援においては、それぞれのドナーが掲げる上位目標と評価制度が合致していることがとても重要です。法整備支援事業には、多くのドナーがそれぞれ別々の目的を持ち、別々のやり方で支援し、別々の方法で評価をしています。つまり、法整備支援事業は型のあるものではないということです。法整備支援という大きな枠組みの中で一元的な評価制度を共有していこうとする流れもありますが、大事なのは上位目標と評価制度が合致することであり、その上でさまざまな評価を取り入れ、いろいろな視点から法整備支援を評価していくということがあつてもいいのではないかと考えます。

質疑応答

(Q1) 発表をありがとうございました。松尾ゼミの OB で慶應義塾大学大学院社会学研究科修士課程の佐藤です。世界銀行と JICA の比較というのはすごく面白かったのですが、やはり気を付けなければいけないのは、JICA はそもそも事業評価のところで、定量的な指標で成果を計るのは困難であるという

ことがベースにあり、一方で世界銀行は融資が基本なので、定量的に計ることを目標にした指標を使っているという点です。つまり、上位目標以前に、組織としての形態が違うという点がかなり重要になってくるかと思いますが、その点について何かご指摘があれば、教えてください。

(小林) もちろん JICA と世界銀行は組織が全く別ですから、おっしゃるような点については異なります。従って、私たちは目標と評価制度が合致していることを強調したいと思っています。それぞれの形態は全く別なので、上位目標も一元的に比べることはできませんから、それぞれの持っている目標と評価制度が合致していることが重要だと考えています。

(Q2) 興味深い発表をありがとうございました。弁護士の＊カガミ ([0096]01:09:20) ＊と申します。JICA の評価の曖昧さをなくすためには具体的にどのような項目を入れるべきで、また、どのような評価方法を採用すべきとお考えでしょうか。

(安井) DAC 評価 5 項目は日本の ODA 政策全体の評価指標として取り入れられており、曖昧さをなくすために DAC 評価 5 項目とは別に、ガバナンス指標等の他の評価指標、いろいろな評価制度を取り入れてもいいのではないかと考えています。

(Q2) その他のいろいろな評価指標として、具体的にどういったものがあるのか教えていただけますか。

(安井) 例えば UNDP ではフリーダムハウスが公表している民主化指標というものがあって、そこでは政治的権利と市民的自由に関する指標が採用されています。JICA でもそのような側面からの評価指標を採用してもいいのではないかと思います。

(Q3) 関西大学の大倉と申します。IDA の評価項目においてラオスとベトナムはそれほど差がないように見えるのですが、資金配分額では 7 倍近くの差が生まれています。評価における少しの差で、これほど大きな配分額の差が出るのだろうかとすごく疑問に思ったのですが、それについて何かご見解はありますか。

(小林) 確かにこれだけの差で、これほど大きく資金配分額が変わることはないと思います。私たちが考える中では、これは IBRD の資金配分額も含まれているというのが、恐らくこれだけ大きな差が生まれている一番の原因です。世界銀行のホームページで、ベトナムは中所得国の下位の方まで経済状況が上がってきたと発表されていたかと思いますが、IBRD からベトナムへの支援がかなり行われているようであり、さすがに IDA だけでこれだけの差は生まれないとと思います。IBRD がベトナムには支援をしている一方、ラオスにはあまり支援をしていないという現状があるのではないでしようか。

(Q3) なぜ IBRD はラオスにそれほど支援をしていないのでしょうか。

(小林) IBRD の評価については私たちもあまり勉強しておらず、本発表でご紹介したのは IDA の評価

指標なので、お答えできません。

(横山) これにて質疑応答の時間を終了させていただきます。ありがとうございました。次の発表に移らせていただきます。

「マレーシア憲法によるブミプトラ政策及び表現の自由について」

関西大学 大倉匡登 井上一輝

(大倉) 私たちはマレーシア憲法におけるブミプトラ政策（マレー人優遇政策）と、それにおける表現の自由について、具体的な事件を交えながらお話ししたいと思います。流れとしては、最初にマレーシアの概要ということで政治体制・法制度・ブミプトラ政策についてご説明し、ブミプトラ政策における課題と考察に関して述べ、最後に表現の自由が問題となったアッラー事件について判決を基にお話しした後、まとめとさせていただきます。なお、私たちのグループはあくまでその国の社会について理解するということに重点を置きました。

マレーシアの概要

(井上) マレーシアは1963年9月16日にイギリスより独立を果たしました。民族はやはりマレー系が6割を超え、その次に多いのが中華系、インド系という構成となっています。言語は当然、マレー語を母国語とし、その他に中国語、タミル語、英語が使用されています。宗教に関してはイスラム教徒が6割を超えており、次に多いのが仏教、キリスト教、ヒンドゥー教という構成です。

統治機構は立憲君主制、議員内閣制を採用しており、日本と同じくイギリスのウェストミンスター型を採用しています。日本の天皇制をイメージすると分かりやすいかと思いますが、国王は名目上のトップであり、首相および内閣が実際の行政府であることが連邦憲法の第39条、40条で保障されています。

政治体制としては議会制民主主義で、上院と下院の二院制を採用しています。主な政党にはマレー人を母体とする統一マレー国民組織（UMNO）、華人を母体とするマレーシア華人協会（MCA）、インド人を母体とするマレーシア・インド人会議（MIC）の三つが挙げられます。首相は2009年から在任しているナジブ・ラザク首相で、彼はUMNOの代表でもあります。「1 (one) Malaysia」をスローガンに、民族の融和と行政改革を前面に打ち出すとともに、各民族・階層からの広範な支持回復を図って政治を進めています。

マレーシアはイギリスから独立した際にMerdeka憲法を独自に制定しています。Merdekaとは独立という意味ですが、これが連邦憲法として、現在、マレーシアの最高法規と位置付けられています。この連邦憲法を最高法規とし、連邦および州の法令、州憲法、イギリス法、慣習法ならびにイスラム法から成る、かなり複合的な法体系であると言えます。また、連邦は財政・徴税等において立法権を有するのに対し、州はイスラム法や土地、農業等に関して立法権を有しています。

マレー人への特別待遇

この連邦憲法の中には不思議な条文があります。第153条の第1項には「国王はマレー人並びにサバ

州及びサラワク州の先住民の特別な地位並びに本条にしたがってその他の種族の正当な利益を守る」とあり、第2項には「公務職、奨学金、教育上の特権など、合理的と見なす割合の留保をマレー人およびサバ・サラワク州の原住民のために保障する」とあることから、マレー人や原住民に対する待遇に関してかなり手厚い政策が取られていることが分かるかと思います。こうした政策はブミプトラ政策と呼ばれています。

ブミプトラ政策について詳しく述べる前に、まずマレー人の定義に軽く触れておきたいと思います。連邦憲法第160条において、マレー人はイスラム教を信仰し、マレー語を話し、マレーの慣習を守る者とされています。そして、マレーシアあるいはシンガポールにおいて憲法制定以前に生まれた者、もしくはその両親のいずれかがマレーシアまたはシンガポールに生まれており、あるいは憲法制定日においてシンガポールまたはマレーシアに住んでいた者と定義されます。

このブミプトラ政策は華人やインド人といったマレー人でない者に対して不公平ではないかというご意見があるかと思いますが、連邦憲法では次のように明記されています。まず、マレー人ではない者（華人・インド人）に対しては、「国籍を与える代わりに、マレー人の特別な地位を定める」とあります。また、第8条には憲法の定める法の下の平等には反しないと記されており、ブミプトラ政策が合法であることを強調するような文章となっています。また、サバ・サラワク州の原住民もマレー人と同等の権利を有することから、彼らも同じように優遇されて扱われることになります。

そのような中、華人・インド人とマレー人が衝突することはなかったのかというと、実は5.13事件というものがありました。1969年の総選挙で華人の政党であるMCAが票を伸ばし、それに反発したマレー人が大規模な暴動を起こしたのです。マレーシア建国当初、初代首相であるラーマンは「経済は華人・政治はマレー人」ということで分割して民族の融和を図ろうとしたのですが、1969年の総選挙でマレー人を母体とするUMNOの議席数が落ち、その代わりに華人を母体とするMCAの議席が増えてしまったことで、経済だけでなく政治までも中国人に握られてしまうことを危惧したマレー人が暴動を起こしたわけです。これはマレーシア史上最悪といわれる民族衝突にまで発展しました。

この民族衝突を受けて、2代目首相のアブドゥル・ラザクはブミプトラ政策をより強化した新経済政策（NEP）を導入しました。まず、割り当て（クオーター制）の強化ということで、従来、公務員や国立大学には一定比率でマレー人の雇用・入学が義務付けられていたのですが、この対象を一般企業まで拡大しています。また、ブミプトラ政策を含むマレー人特権や民族問題に関する問題を敏感問題とし、公の場での議論を禁止しました。

さらに、アブドゥル・ラザクは国家理念を発表しています。この国家理念は、「統一された国家」「すべての者に平等な機会がある自由な社会」「多様な文化的伝統を持つ自由な社会」ということで、統一や平等、自由といった文言が目に付くような構成となっていますが、実際にはブミプトラ政策の強化により、インド人、マレー人、華人が住むマレーシアにおいて、民族間におけるマレー人の絶対的な社会的優位を確立させたと言えます。

このブミプトラ政策により、マラヤ大学におけるマレー人比率はかなり増加しました。1965年が25%だったのが、1985年には54%と急増しています。また、平均所得はやや増加となりました。増加倍率で見ても、例えば華人は2.7倍であるのに対し、ブミプトラは2.9倍まで膨れ上がっています。

一方で、ブミプトラ政策には課題もあります。実は、所得格差はいまだに是正されていません。確かにマレー人の所得の増加倍率は他の民族を上回っているのですが、額としてはまだ所得格差が激しいこ

とが見て分かります。また、有能な華人やインド人が自分たちの活躍の場を求めて国外に流出してしまうという事態も発生しています。

以上を踏まえると、ブミプトラ政策は一定の進展はありましたが、マレーシア国家が目標としている民族間の格差は正には程遠いのではないかと感じました。また、政治的多数のマレー人の優遇は取れましたが、キリスト教や仏教、イスラム教といった宗教では果たしてどのような問題を抱えているのかとあります。

アッラー事件

(大倉) ブミプトラ政策ではマレー人が保護されていますが、マレー人であるためにはイスラム教を信仰していること、つまりムスリムであることが第一条件です。今からお話しするアッラー事件は、そのムスリムとキリスト教徒の間で2009年に起きた事件です。

2009年、クアラルンプールのカトリック大司教Xが内務大臣Yに対し、Xより発行される定期通信誌(ヘラルド紙)の発行の許可を求めました。マレーシアにおいて出版は許可制なので、手続きを踏んで内務大臣に許可を求めたわけです。そして2009年1月、内務大臣Yは「Allah」という言葉を使わないことを条件に出版許可を出しました。これについてXはYを被告として、この決定には違法性、違憲性、非合理性等があるということで、当該決定の取り消しおよび差し止めをクアラルンプール高等法院に請求しました。

双方の主張ですが、まず原告X(大司教)側の主張は、内務大臣Yの判断には関連性のない事項が勘案されているというものです。そもそもマレーシアにおいて「Allah」という言葉は「God」の訳として正しく、通常、聖書や礼拝では「Allah」という翻訳が使われていました。そのような事項を勘案していないとして、違法性を主張したことです。また、連邦憲法に定められた連邦の宗教(第3条)、言論・集会および結社の自由(第10条)、宗教の自由(第11条)等に反するとして、違憲性を主張しました。同時に、礼拝や聖書において「Allah」を使用するのは可能であることから、なぜ雑誌は駄目なのかという不合理性も主張しています。

次に被告Y(内務大臣)側の主張ですが、まず、この決定は連邦憲法のイスラムの地位、州法律等の権限の範囲内で下されたものであり、内務大臣Yは出版規則によって適當と見なす条件を課すことができることから、合法的かつ合憲的であると主張しました。また、聖書はキリスト教徒のみの読み物であるため、キリスト教徒の中だけで「Allah」を使うことは許容されるものの、今回のヘラルド紙のようにムスリムも読む雑誌で「Allah」を使うことは公の秩序を乱す恐れがあるとしました。さらに、出版規則第13A条には「大臣の決定は変更不可でいかなる理由においても法廷で疑問に問われない」とあることから、原告側には司法審査請求権がないとも主張しました。

この第一審判決は2009年の大晦日に下されました。原告側の請求が通り、当該決定の取り消しが認めています。理由は主に四つあります。一つ目は司法審査の可否について、今回の争点は許可の条件であり、許可そのものの内容は問われていないことから、司法審査ができると判断されたことです。

二つ目は違法性です。確かにかかるべき事項を考慮せずに条件を出したとして、当該決定は取り消されるのが相当と判断されました。

三つ目は違憲性です。今回はキリスト教がちゃんとした宗教であり、その実践がなされているのか、また、「Allah」という言葉を使うことで公の秩序を乱す恐れがあるのかという2点について争われま

した。まず、キリスト教がれっきとした宗教であることは言うまでもなく、イスラム教よりも長い歴史を有しています。そして、「Allah」という言葉がマレーシアの信者の間で使われており、礼拝でも聖書においても使用されていることから、信仰上必要不可欠なものということで、宗教の実践がされていくと判断されました。また、「Allah」という言葉の使用が治安を乱すのかどうかについては、何も根拠がないと判断されました。その結果、連邦憲法第10条の言論および表現の自由、そして第11条の宗教の自由に反するとして、原告側の主張が認められています。さらに関連する州法も憲法上の解釈にそぐわないのではないかと判断されました。

四つ目は非合理性です。「大きなものはより小さいものも含む」ということわざがありますが、今回、大きなものが聖書である、小さなものが雑誌だとすると、「Allah」の使用を認めるのが合理的と判断されました。

この判決を受けてYは控訴し、事件は第二審判決にもつれ込みます。第二審判決は2013年10月に下されたのですが、ここでは逆転で第一審判決破棄、つまり大臣側の勝訴となりました。理由は三つあります。まず一つ目ですが、出版規則等の関連の法律によって大臣の決定は法律の範囲内（職権の範囲内）と判断されました。

そして、二つ目が合憲性です。連邦憲法第3条1項には、連邦の宗教はイスラム教であり、ただし、他の宗教も平和と調和のうちに信じることができますと定められています。この「平和と調和のうちに」とは、イスラム教徒を他宗教の布教から守るという意図があると解釈されています。そして、可能性・確実性の高いイスラムへの脅威は、マレーシア国内における他宗教への布教と判断されています。これを踏まえると、雑誌で「Allah」という言葉を使うことは確実性の高いイスラムへの脅威、つまりキリスト教の布教と見なされ、そのような行為を管理・規制できるとする連邦憲法第11条4項にのっとり、この決定は合憲的と判断されたということです。

また、そもそも言論の自由は判例の積み重ねによって絶対ではありません。必ず法律の留保が存在します。今回で言えば、連邦憲法第10条1項および同2項がそれに該当すると判断されました。

三つ目が大臣の裁量権です。判例において、裁判所における司法審査は、行政決定そのものではなく行政決定の方法を審議する場であると解釈されています。そこで、この決定が大臣の独断的・恣意的な方法で出されたのかどうかが議論となりました。大臣の主張は、「Allah」という言葉を使うことによってマレーシア人の共同体を混乱させる可能性があり、さらにはイスラムの尊厳、そして他宗教の平和と調和のうちの実践に悪影響を及ぼしかねないとして、条件を出したというものです。この判断が公の秩序、いわゆる治安に配慮したものであることは確実です。

また、裁判所において大臣が行使した裁量が司法審査で問われた場合、大臣側が求める治安および公の秩序、そして大司教側が求める自由および利益の二つがてんびんにかけられるのですが、判例では圧倒的に前者に重きを置いています。この大臣の決定が治安に基づき下されたという明確な基準や根拠はありません。しかし、本件において内務大臣は国内の治安における最高責任者です。裁判所は治安についてより強い証拠を出すことはできないため、大臣の決定は治安について考慮され、合理的な方法で下されたものと推定されるとされました。要は、治安について責任のある大臣の判断なのだから、それに従わざるを得ないということです。

この判決を受けて原告である大司教側は上告し、事件は最終審にもつれ込みます。最終審は2014年6月に下されました。結果は原告Xの請求棄却（門前払い）となりました。ここで議論になったことの一

つは、行政手続き上の問題です。今回、一つ前の控訴審判決においては行政決定の内容ではなく、その手続きの方法が審査されました。これに対して疑問が呈されたのですが、判例において行政手続きを審査するのが正しく、その決定内容いかんは問わないと判断されたわけです。

もう一つは、違憲性についてです。高等法院判決（第一審判決）において、関連する州法が憲法の解釈にそぐわない、要は違憲であると判断されました。それについて、高等法院が法律の違憲性を判断できるのか否かが議論の焦点となったわけです。結果、過去の判例により、このような法律無効の請求は憲法第4条3項に定めた「自己に立法権のない事項について規定を制定し、それを理由に法律が無効であると宣言する訴訟」に該当すると判断されました。つまり、高等法院が自分に権限のないことについて規定を制定してしまったのですが、本来は連邦裁判所の許可が必要だったということです。その連邦裁判所の許可なくして高等法院が違憲性に言及するべきではないとして、高等法院の判決を一蹴しました。

これをもって判決は確定し、大臣側の勝訴に終わったわけですが、その後、ナジブ首相はキリスト教徒の多いサバ・サラワク両州において、これはマレー半島の反対側にあるボルネオ島の地区なのですが、「Allah」の使用を引き続き認めました。しかし、その後、イスラム教徒の多い地区でキリスト教の牧師が「Allah」の使用を継続すると宣言したところ、イスラム教徒の対立が激化し、警察（当局）が聖書を押収して、さらにはナジブ首相も使用禁止を厳格化する声明を発表したという一触即発の事態に陥りました。

まとめ

ブミプトラ政策（マレ一人優遇政策）は、経済的には弱いのですが、政治的には多数派であるマレ一人を保護するための政策です。これによりマレ一人の雇用創出、所得の増加といった一定の成果は確かに出了ました。ただ、マレ一人以外の政治的少数派、今回で言えばキリスト教徒の表現の自由（基本的自由）が侵害される可能性が出てきました。その例が今回のアッラー事件です。また、司法も行政の決定をうのみにせざるを得ないため、行政の暴走を司法が止めることができないのではないかと懸念されます。

そもそも法整備支援の前に、海外の方と一緒に仕事をするということが大前提にあります。海外に行く、もしくは海外の方と一緒に仕事をする前に、その国の社会的背景を学ぶことは必須であると私たちは考えました。もちろん日本では考えられない制度的違い、文化的違いもあります。マレーシアと聞くと、ツインタワーから経済的な発展を連想するかもしれませんし、一昔前はマハティール首相がルックイースト政策等を行っていたので、政治的安定を思い浮かべるかもしれません。あるいは、マレーシアといえば食べ物がおいしいといったことをイメージする方も多いかもしれません。ただ、社会の情勢を見てみると、その根底にはブミプトラ政策やアッラー事件等の民族・宗教における潜在的な対立が存在しています。従って、こういったことを念頭に置いて、今後、法整備支援や海外の方との協働をするべきではないかと考えています。

質疑応答

(Q1) 慶應義塾大学大学院社会学研究科修士課程の佐藤です。アッラー事件について、そもそも

「Allah」という言葉を使わないと、「God（神）」を表現できないのかどうかというのが1点目の質問です。

2点目ですが、アッラー事件の裁判所におけるインパクトは分かったのですけれども、実社会において、キリスト教徒およびイスラム教徒にどのぐらいのインパクトがあったのか、もし何か分かる指標等があれば、教えていただければと思います。

(大倉) 1点目のご質問ですが、例えば日本語で「God」を「神」と訳してはいけないと言われたとき、他に表現する方法はあるでしょうか。恐らくそれに近い形に当たるのではないかと私は思います。もし「神」と訳してはいけないとなると、「雲の上に存在する何かありがたき高貴なもの」などと表すのかもしれません、礼拝においても必要不可欠であることは確実ですから、そういう形で重要な言葉になると思います。

次に2点目の質問にあった、実社会において侵害されたかどうかですが、私も何週間かマレーシアに行っていたことがあるのですけれども、キリスト教徒の方はあまり見掛けなかったので、今回、どういった影響があったかはよく分かりません。ただ、イスラム教徒（マレー人）の方が社会において優位に立っていることは明白で、私がマレーシアの大学に2週間ほど留学した際は、多民族国家といわれている割にはイスラム教徒の方々が非常に多かったという印象があります。

(Q2) 大変素晴らしい発表をありがとうございました。弁護士の根本です。アッラー事件について、お話の中に連邦裁判所と高等法院の二つの種類の裁判所が出てきたかと思うのですが、この二つの裁判所の関係について伺いたいと思います。

(大倉) 安田先生の『東南アジア法』に基づきご説明すると、連邦裁判所は日本で言う最高裁判所に当たります。また、その下に高等裁判所に当たる控訴裁判所があり、今回のアッラー事件で第二審判決を下したのはこの控訴裁判所です。そして、そのさらに下に高等裁判所（高等法院）があります。これは日本で言うところの第一審判決を下す地方裁判所に相当します。

実は、その下には小額訴訟や懲役1年以内の事件を扱う Sessions 裁判所や Magistrate 裁判所が存在します。軽微な事件はそちらに該当するのですが、今回の事件では高等裁判所が第一審を担当し、そして最高裁判所である連邦裁判所に至るという形になります。

(Q2) 高等法院とは、つまり日本で言う地方裁判所、第一審の裁判所ということでしょうか。

(大倉) はい、そのような定義です。

(Q2) 今回はキリスト教徒と国の間の問題でしたが、マレーシアはイスラム教徒が多いということで、イスラム法に基づく裁判所というのは存在するのでしょうか。

(大倉) はい、これらとは別に Syariah 裁判所が存在します。ただし、Syariah 裁判所の管轄に該当する事件は本当に限られており、民事では婚姻・離婚等に関するもの、そしてこれが刑事案件に当たる

のかは分かりませんが、不貞行為や飲酒といったイスラム法において禁止されている事項のみとなります。また、Syariah 裁判所も三審制を取っているのですが、連邦裁判所や高等法院からは完全に独立しています。

(Q3) 名古屋大学の小畠です。前半と後半の話の流れをどのように考えたらいいのかということが、質問の趣旨となります。後半の話は私も専門ではなく、確かに日本に専門家はあまりいないのですが、イングランド・ウェールズの行政訴訟を思い浮かべると、あのような形の判断はありがちではないかと思います。つまり、表現の自由の制約、あるいはイスラム教優位というか、ブミプトラ政策とは無関係に、そもそも入り口論で問題になっているわけですから、マレーシアの行政訴訟制度自体が抱える問題が表出した事件と理解しました。そうすると、前半とのつながりがどうなるのかというのが分からなかつたので、お伺いしたいと思います。

(大倉) 私たちがこのテーマを調べた主な理由として、他国の社会について知りたいということがありました。大前提として、マレーシアではイスラム教を信じるマレー人が優遇されているということをお伝えした上で、そのために具体的にどのような政策が取られているか。また、それについて他の民族や宗教と問題はなかったのかを調べたときに、アッラー事件があったので、この事件を通してマレーシア社会がどのような問題を抱えているかをお伝えしたかったということが第一にあります。

イングランド・ウェールズの行政訴訟については、私たちの力不足でここまで手が回らなかつたのが正直なところなので、勉強させていただきます。

(Q4) 普段はなじみのないテーマについてご発表いただき、ありがとうございました。

私も先ほどの質問者と同じで、そもそもブミプトラ政策と表現の自由はあまり結び付いていないのではないかという疑問を抱いたのですが、それはさておき、日本でアッラー事件と同じような憲法訴訟が提起されたら、どのような結論になりそうかは検討しましたか。

(大倉) そこまで頭が回らず、判決文を日本語に訳すのに必死になっていました。

(Q4) このような地域研究をするのは、これと比較して日本の法律をよく理解するという点で非常に重要なと思うのですが、日本で同じような訴訟があれば、恐らく憲法的にはかなりの大問題になることが予想されるので、そのような比較の視点もあれば面白かったのではないかと思います。ただ、そこまではテーマとして扱う余裕がなかったという理解でよろしいでしょうか。

(大倉) そうですね。テーマとして扱う余裕がありませんでした。

(小林) これにて質疑応答を終了させていただきます。ありがとうございました。それ最後の発表に移りたいと思います。よろしくお願いします。

「婚姻終了時における夫婦間の財産の平等について～法整備支援対象国と日本の比較法検討～」

慶應義塾大学 鈴木匠 安田穂珠 横山あすみ

(鈴木) 私たちの研究テーマは婚姻終了時における夫婦間の財産の平等についてということで、この四つの班の中では一番なじみの深いテーマであると考えています。なお、安田が本日欠席ということで、鈴木と横山で発表させていただきます。

テーマの説明・比較検討することの意義

本発表では、婚姻終了時における夫婦間の財産という同一テーマで、ベトナム、ラオス、カンボジア、日本の民法を比較検討していきたいと思います。これは夫婦財産制、財産分与、配偶者相続権の三つの制度にまたがるテーマなので、この三つについて個別に検討し、最後に総括として各国の総合検討、平等性の評価をしたいと考えています。

比較検討することの意義ですが、先ほど大倉さんが述べられていたように、法整備支援を行う上で対象国の法制度や社会的背景を知ることは不可欠だと思います。しかし、ある対象国の法整備に携わる専門家はたくさんいると思いますが、他の対象国の法制度や社会的背景を考える機会はあまりないのではないかということで、今回、その機会を提供しようと考えました。また、先ほど松尾教官もおっしゃっていましたが、比較検討することで、逆に日本の法制度の問題点等が見えてくることもあります。

夫婦財産制の検討

最初に、夫婦財産制についてです。夫婦財産制とは婚姻中の夫婦間の財産の所在に関する制度であり、比較の観点はたくさんありますが、主に三つの観点を挙げ、これらを順番に検討していきたいと思います。

一つ目は、別産制・共同制・混合制のどれかという観点です。別産制では婚姻中の財産は原則夫婦で別々に所有し、逆に共同制では原則夫婦の共同所有となります。混合制はその間を取った制度です。さまざまな国がいろいろな制度を採用していますが、4カ国の中では日本のみが別産制で、ベトナム、ラオス、カンボジアは共同制です。混合制はこの4カ国の中に対象国はないのですが、スウェーデン等のスカンディナヴィア諸国ではあると聞いています。

別産制や共同制の背景としては、別産制は主に英米法が由来であり、共同制はフランス法、もしくはソビエト法が由来となっています。ベトナム、ラオス、カンボジアは多少なりともフランスの影響を受けており、従って共同制を採用するのは納得できるわけですが、日本は英米法と特に関係がないことから、日本の別産制は日本独自のものと言えます。これに関しては明治以降、男女平等を徹底させる上で別産制を採用したとか、家庭内の紛争防止機能としてあくまでも形式的に別産制を決めたといった見解がありました。

二つ目は財産の範囲、何が（どこまでが）共有財産あるいは特有財産（個別財産）に該当するかという観点です。例として、(A) 1960年公布のベトナム婚姻家族法、(B) 1987年公布のベトナム婚姻家族法を挙げたいと思います。これは両方とも現行法ではなく、昔のベトナムの法律です。(A)においては、婚姻することで全ての財産が共有となります。つまり、婚姻すると、婚姻前におののが有していた財産も全て共有財産になるという法制度です。一方、(B)においては、婚姻前の財産については

個別財産にするか、共有財産にするかを選択することができました。財産の範囲については、個別にいろいろな種類があるということがお分かりいただけるかと思います。

また、契約財産制を認めているか否かですが、そもそも契約財産制とは何かというと、ここまで述べてきたのは法律が具体的に規定している財産制度で、これを法定財産制といいますが、これとは別に、夫婦が合意・契約によって財産の帰属を決定する契約財産制を認めている国があります。ここで取り上げている4カ国のうち日本、ベトナム、カンボジアがそれに該当します。ただし、この3カ国は全て契約財産制を認めているので同じかというとそうではなく、日本とカンボジアは自由な契約財産制を採用しており、当事者が自由に決められて縛りは特に設けられていませんが、ベトナムは一般条項という形で法定財産制か契約財産制かにかかわらず、一般条項に反することはできないという一定の縛りが設けられています。このように、契約財産制の中でも違いがあります。

先に述べたとおり、日本では別産制を採用していますが、日本国内における別産制に対する批判は強いものがありました。五十嵐先生は別産制について「職業を持たない大部分の妻の家事労働を評価しない」と指摘していますが、専業主婦には財産が平等に分配されないのではないかということが問題視されており、これに関しては最高裁で争われたケースがあります。

最高裁の昭和36年の判決では、「民法には、別に財産分与請求権、相続権ないし扶養請求権等の権利が規定されており（中略）結局において夫婦間に実質上の不平等が生じないよう立法上の配慮がなされているということができる」と判じられています。これは読み方によっては、別産制には欠点があるけれども、他の2制度でカバーしていると最高裁が判断したと解釈できます。

のことから、まずは夫婦財産制を検討したわけですが、他の2制度についても読まなければ、婚姻中の財産平等（夫婦間の財産平等）に関しては検討が不十分ではないかと考え、財産分与請求権と配偶者相続権まで見ていくこと、今回のテーマ設定に至りました。

離婚後の財産分与・財産分割の検討

（横山）離婚後の財産分与・財産分割に関する比較の観点としては、財産分与・分割の扱い、そして分与額・分割割合の2点が挙げられます。

まず、財産分与・分割の扱いについて比較したいと思います。日本では当事者の請求によって分与がなされることとなっていますが、それに対してカンボジア、ベトナム、ラオスの3カ国では、離婚がなされれば必然的に財産分割が行われます。このように日本とその他3カ国で扱いが違うことが分かります。

続いて、分与額・分割割合についての比較ですが、日本では当事者間の協議によって分与額を決定し、協議が調わなければ家庭裁判所の判断に委ねられます。その際、分与の対象は当事者双方がその協力によって得た財産となります。カンボジアとベトナムでは、こちらもまず合意によって分割割合を決定し、合意が成立しなければ条文に従って処理されます。特有財産はそれぞれの所有となり、共有財産は基本的に2分の1ずつ（ただし、事情によって調整）となります。これに対し、ラオスでは協議や合意によることなく、いきなり条文に従って処理されます。処理方法はカンボジア、ベトナムと同様で、特有財産はそれぞれの所有となり、共有財産は基本的に2分の1ずつ（諸般の事情により調整）となります。

この背景にあるのは、夫婦財産制の違いであると考えられます。先に述べたとおり、日本は別産制を採用しており、財産分与はもともと制裁的・損害賠償的性格を有していました。これは請求によって分

与が開始されることや、法定の分与額は家庭裁判所の裁量によることともつながっています。一方、カンボジア、ベトナム、ラオスの3カ国は共同制を採用しており、財産分割は清算的性格が強いとされています。これは離婚すると必然的に財産分割を行うこと、法定の共有財産分割割合は原則2分の1ずつであることともつながっていると考えられます。

配偶者相続分の検討

(鈴木) 配偶者相続分については、相続の取り分、共同制の相続分、社会の変化による改正の三つの観点で見ていきたいと思います。参考資料として各国の相続分の全体像と日本における相続分の変遷(1898年～)をお示ししているので、ご参考ください。

まず、相続の取り分(相続人の相続分)について国ごとにご説明します。日本は特徴として配偶者の取り分が多いと言えます。この背景には核家族化の進行があり、生活を共にしている可能性が高いであろう配偶者に多く相続されていると考えられます。一方、カンボジアでは対照的に子の取り分が多くなっています。これはカンボジア憲法の規定の影響もありますが、国民の9割が信仰しているといわれる上座部仏教において親子の関係が重んじられていることが背景にあります。

また、ベトナムでは配偶者と直系尊属が優先されます。これは家族が経済の最重要単位という考え方があり、こちらも特に親子のつながりが強いことが背景にあるのではないかと考えます。そして、ラオスでもカンボジアと同様に子の取り分が多くなっていますが、その背景はカンボジアと異なり、ラオスの文化として娘が両親の家を引き継いで、両親の老後の面倒を子が見るという慣習があることから、子が重んじられているためであると考えられます。

次に、共同制採用国の相続分についてです。先に述べたとおり、日本以外のカンボジア、ベトナム、ラオスの3カ国は共同制を採用しています。その中でもカンボジアとベトナムは特段規定がありませんが、ラオスは特有財産と共有財産に関して別々に相続の規定を設けています。ラオスの特徴として、相続制度全体で見ると子の取り分が多いのですが、共有財産に関しては配偶者の取り分が多くなっていることが挙げられます。これは共有財産自体が家庭の必要性に従って使用する財産であり、配偶者に優先的に相続されるべきと考えられているからです。従って、共同制採用国の相続分においては、共有財産に関して配偶者に多く相続されると言えます。

最後に社会の変化による改正についてですが、日本は配偶者の相続割合を引き上げているという経緯があります。そして現在も、さらに配偶者の相続分を増やす、あるいは配偶者の居住用財産を保障するといったことを認めるべきではないかという改正案も挙がっています。この背景には、日本における高齢化問題があるのではないかと考えられます。実際に一人暮らしの高齢者の割合は年々上昇傾向にあり、一人身となった高齢者の保護が求められているのが現状です。

このように家族法は慣習を多く考慮したことから、社会の変化で改正が求められます。これはもちろん日本に限ったことではなく、カンボジア、ベトナム、ラオスもこれから高齢化を迎えるかもしれませんし、伝統に基づく家族観が変化するかもしれません。その際には同様の社会変化を経験した国の法改正を参考にすべきだと思うので、家族法に関してはその改正、制度の変遷がポイントになると私たちは考えました。

総括

(横山) 最後に総括として、各国の総合検討と平等性についての評価を行いたいと思います。

日本は夫婦財産制として別産制を採用しており、法定財産分与額は家庭裁判所の裁量によって設定します。分与の対象は、当事者双方が協力によって得た財産とされています。また、配偶者相続分については、配偶者は常に相続人となっており、いかなる場合でも他の相続人と比べて配偶者相続分が一番多くなっています。

カンボジアはフランスの支配の影響により共同制を採用しており、法定財産分割割合に関しては、特有財産は各自の所有、共有財産は原則2分の1ずつとなっています。配偶者相続分については、配偶者は常に相続人となり、相続人同士で均分に相続されますが、クメール人の伝統で親子関係を重んじる背景から、子の取り分が多いことが特徴です。

ベトナムは、夫婦財産制と法定の財産分割割合はカンボジアと同様です。配偶者相続分については、配偶者が第一順位であり、その他の第一順位は直系尊属、子となっています。これらの第一順位の者同士で均分に相続されます。なお、兄弟姉妹は第二順位となっています。この背景には、社会通念として家族が経済の最重要単位であること、また、両親への尊敬が重んじられていることがあります。

ラオスにおいても、夫婦財産制と法定の財産分割割合はカンボジアやベトナムと同様です。配偶者相続分に関しては、配偶者は子と並んで優先的に相続され、また、共有財産は配偶者が大半を相続します。カンボジアと同様、子の取り分が多いことも特徴であると言えます。この背景にあるのは、家族が社会の基本単位であり、親は財産をできるだけ子に残すべきとの考え方です。

以上の各国の総合検討に基づき、平等性について評価していきたいと思います。まず夫婦財産制に関しては、カンボジア、ベトナム、ラオスは夫婦の有形・無形の経済的協力が同等に評価される共同制を採用しています。離婚後の共有財産は原則折半であり、配偶者相続分については各国で規定が異なるものの、他の相続人と同等もしくはそれ以上を配偶者が相続する点が共通しています。これらの点から、立法上、この3国は夫婦間の財産の平等を図っていると言えるのではないかと私たちは考えました。

それに対し、日本では初めに指摘したように、別産制の夫婦間の不平等という欠点を財産分与や配偶者相続分によってカバーできているのかを検討していきたいと思います。まず配偶者相続分については、配偶者の取り分が多いことから、一応、不平等性をカバーしていると言えます。しかし、完全に不平等をカバーできているとは言い切れません。また、財産分与に関しては、協議が調わない場合は家庭裁判所の裁量によって決定することとなり、その対象が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産とされていることから、条文上、財産分与の対象を概括的に記載し、かつ、具体的な取り分に言及していません。従って、別産制の欠点を補えるかどうかは、実務に委ねられていることになります。

以上の点から、私たちは日本では立法上、夫婦間の財産の平等を図っているとは言えないのではないかと考えました。また、各国にそれぞれの歴史的背景・文化があるので、法整備支援を行う上でこれらを知ることは非常に有意義かつ重要であると思いました。

質疑応答

(Q1) 財産分与・財産分割の制度について、ベトナムとカンボジアではまず合意により処理されますが、ラオスではいきなり条文に従うことになっています。日本の制度においては、ご説明にもあったよ

うにその寄与に応じて財産分与・分割をするという形で公平性が保たれているという最高裁判例がありますが、ラオスでは寄与度等を考慮せずにいきなり条文に従って分割するのでしょうか。

(横山) まず、特有財産はそれぞれ分割され、それぞれの所有になります。共有財産は原則2分の1で折半することになっていますが、共有財産については諸般の事情により調整されることになっているので、そこで寄与度等が考慮されることとなっていると思います。

(Q1) 例えば実際の裁判所の判例等では、どのような事情が考慮されているのでしょうか。

(鈴木) ラオスにおける最高裁の判例を目にすることになっていますが、出ているかどうか分かりません。恐らく出でていないのではないかと思いますが、運用状況まではフォローできませんでした。

(Q1) そもそも夫婦財産制以前に所有権制度について、日本においては単独所有が原則であり、共同所有は例外と位置付けられています。そのように考えると、日本が別産制を採用し、その欠点は財産分与等で補填するという考え方方は非常に合理的な規定だと思いますが、例えばベトナム、カンボジア、ラオスにおける所有権制度と夫婦財産の共同制の関係は調べられたのでしょうか。

(鈴木) ベトナム、ラオス、カンボジアの所有権制度まではフォローできていませんが、私たちの研究発表は日本の問題点を指摘した形になったものの、日本が別産制を採用している、その根底を覆そうとは思っていません。もし日本が共同制を採用した場合を考えると、単独名義の土地はたくさんあり、それを全て共有に変えるのは難しいかと思います。一つの考え方としては、財産分与についてもう少し詳しく規定してはどうかと考えており、そういった方向で別産制に関しても、これを維持しながらのより良い法制度の構築の可能性があると思います。

(Q2) 弁護士の加賀美と申します。非常に興味深いテーマで、面白く聞かせていただきましたが、共有財産の原則2分の1ずつというのは、例えば冷蔵庫なども夫婦で半分ずつの所有になるのでしょうか。

(鈴木) 私たちの研究においては法制度の立法上のところを中心に見ており、実際の運用がどうなっているかまでは追うことができなかつたので、分かりません。

(Q2) そういうものについて金額（価値）について夫婦間で争いがあった場合、どのように処理するのでしょうか。日本では、例えば車であれば車の価値を算出し、それを夫婦で分けます。その際、夫婦間で金額に関して争いがある場合は裁判所に裁量があるわけですが、ベトナム、カンボジア、ラオスでは裁判所に裁量がないというように聞こえたので、どのように決めていくのだろうかと思って質問しました。

(鈴木) 裁判所に裁量がないという趣旨ではなく、日本の場合は裁量があり過ぎるのではないかと言ったかったのです。実際の運用がどうなっているかまでは追えていないのですが、ベトナム、カンボジ

ア、ラオスではがちがちに法律に従って全て決められているという趣旨ではありません。

(Q2) 日本の場合も原則2分1から出発し、そこから修正していくことが多いのではないかと思っており、その場合、6:4というケースはありますが、3:7まで行くケースはそれほど多くないかと思います。そうすると、他と大して変わらないのではないかという印象を持つてしまうのですが、何か大きな違いがあるのでしょうか。

(鈴木) 6:4というのは判断を下した結果であって、それは結果としては正しいかもしれません、例えば5:5に近づけてくださいというような規定を置いてほしいというのが私たちの考えです。実務にあまりにも委ね過ぎると、裁判官も人間ですから、必ずしも合理的な結論を出せるというわけではありません。従って、法律レベルである程度の縛りをかけ、もう少し詳しい規定を置いて、平等を検討してほしいということです。

(Q2) もう1点、先ほど発表の中で扶養請求権に言及されていましたが、日本だと婚姻費用分担請求が非常に大事ではないかと思います。他の国における婚姻費用分担請求についてまでは、今回、手が回っていないでしょうか。

(鈴木) カンボジアには婚姻費用分担請求に関する規定があり、これは日本が法整備支援をした結果だと思いますが、これに対しラオス、カンボジアでは、日本の婚姻費用分担請求に直結するような規定はありません。

(Q3) 弁護士の根本と申します。素晴らしい発表をありがとうございました。配偶者相続分に関しては日本とカンボジアとベトナムで少しずつ違う部分があって、特に日本は配偶者相続分が少し多いのではないかというお話があったかと思います。その背景として例えば出生率を考えると、子どもの数が多ければ、それだけ配偶者が相続した後の一人一人の子どもの取り分は少なくなります。立法時で見ても、カンボジアやベトナムは日本に比べて出生率が高いのではないかと思いますが、そうしたこと考慮した結果として配偶者の相続分が日本より少なくなっているという背景はあるのでしょうか。

(鈴木) 出生率等については、本日来ていない安田が計算はしております、多少なりとも影響はあるのではないかと考えています。うろ覚えですが、ベトナムあるいはカンボジアのどちらかは出生率の方が高かったと思います。相続分に関してベトナムやカンボジアがどこまで考えているか、どのような趣旨で立法したかは分かりませんが、これは言い方が悪いかもしれませんけれども、均分という形で分かりやすく、単純な制度にしたいという意図があったのではないかと考えています。

全体討論を始めるにあたり

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

第一部で報告してくれた皆さん、また、各報告に対して本当にたくさんの質問を出してくださった皆さん、ありがとうございました。これから法整備支援をどのようなものにしていくか、ということについて、法整備支援の研究と実践の双方の観点から問題点を発掘し、深めるための良いやり取りができたのではないかと思います。これを一つのベースにして、これから第2部に入りたいと思います。第2部では、マルチラテラルな法整備支援という問題について、さらに広く、さらに深く議論を進めたいと思います。

日本はNGOや政府や大学、個人としても法整備支援への取り組みを始めてから、少なくともすでに20年ぐらいやってきました。私はそのうち15年ぐらいやってきたのですが、一つ思っているのが、法整備支援はなかなか広がりを持たないなという実感です。たしかにごく限られた関係者や専門家の中での認知、理解、評価は進んでいるけれども、それが社会一般の中で本当に広がっているのだろうかということについては、非常に大きな疑問を持っています。そういうことについてもう少し皆さんと考えを聞きたいと思います。そして、法整備支援は、様々な立場の人々が、多様な視点から、ごく自然に、自発的に参加し合う法整備協力 (Legal Cooperation) へと発展すべきだと思うのですが、それは、Legal Cooperation of the People, by the People, for the People であるべきだと思うのですね。そのためには、まずはどのようにして法整備支援の主体や、対象国に対する理解や研究、そういうものを広げていくかが重要であると思います。

今スライドに出ているのは、ベトナムの、つい2週間前ぐらいに行ったときの風景ですけれども、非常に大きく変わりつつある社会には、今やたくさんの投資が集中し、世界の金融機関が集まっています。ラオス、カンボジアなど、現在の法整備支援対象国もそうです。そういう変化の激しい社会において、法がどんどん整備されている中で、やはり、誰の(of whom)、誰による(by whom)、誰ための(for whom)法整備支援か、という問題があると思います。今日はいくつか議論していきたいのですが、法整備支援を広げる、という意味では、法整備支援に関わる人々を増やしていくだけではなく、関わる場面や手段の多様性を拡大する、そうすることによって、みんながごく自然に協力して法整備協力を進めていくということが大事だと思うのです。

こちらに映っているのは、カンボジアのプノンペンです。メコン川とトンレサップ川が合流して、メコン川になって流れ下るポイントなのですが、奥に見えるのは、非常にきれいなコンドミニアムを備えたホテルです。しかし、その前にすぐ近くをみると、たくさんの人たちが小さなボートやその奥のビニールシートを張った家にいるのがわかりますか？この人たちは河川敷にテントを張ってそこで生活をし、その前に係留した小さなボートで魚を捕ったり、あるいは河川敷を畑にして耕して暮らしているのです。実は、ここに開発の問題が関係しています。ここは増水すると、河川敷がなくなってしまうので、場所を移さなければならない、危険な場所ですね。実は、この人たちの一部がここに来る前にいた場所というのが、この地図の左に湖があるのですけれども、ポンコック湖という大きな湖の周辺ですが、『地球の歩き方』の2008年版の地図と2014年版の地図を見比べると、ちょうどポンコック湖のあった場所が埋め立てられていることが分かります。まさに湖の周囲の土地が開発地とな

ったわけです。そして、つい2週間前の写真を見ると、湖は完全に埋め立てられ、建物が建ちはじめています。かつては湖だった場所に草が生え、どんどん建設が進んでいっている様子がよく分かります。さらによく見ると、土の中に貝が埋まっているのですが、これは貝殻ではなくて貝そのものなのです。この場所がつい最近まで海だったことをよく表していると思います。

ポンコック湖の周辺に住んでいた住民はどうなったかというと、鉄道整備のために広げられた線路敷の脇に住居を持った人もいますが、他の人々はトレナップ川、メコン川の河川敷に移っています。カンボジア政府はこの問題を解決しようと、いろいろな手を打っているのですが、社会が急速に発展して整備が進み、法整備もそのために行っているわけですけれども、そこでは一種のアンバランスが起こっていることを忘れてはいけません。

カンボジア市内ではものすごい勢いで建物の建設が進んでいます。写真は建設中のマンションですが、私は1年振りに現地に行って、本当に驚くべき市街地の変容ぶりを目の当たりにしました。プノンペンのオリンピックスタジアムの周辺地域にも、非常にきれいな豪奢なマンションが建っています。その脇には多くのバラックが混在しています。ごく数百メートルの間にこのような状況が併存しているのです。これは決して批判しているのではなくて、開発を進めるということはある意味そういうことだと思うのです。前の状況を変化させ、より発展させていくとするわけですが、そこでは人々が一様に同じ利益を享受できるわけではなく、一部の人々は急速に裕福になり、他の多くの人々は状況が変わらなかつたり、かえって状況が悪い方向に変化することもあります。そのように相反する効果をもつ開発をコントロールし、より多くの人々が自由を享受し、社会全体の富が増大するような持続的な変化を維持できるようにコントロールするのが制度であり、こうした効率的な制度づくりのための有力なツールが法整備支援、さらにはより多くの様々な立場の者が多様な視角をもち、ごく普通の活動を通じて参加する法整備協力はそのためのツールだと思っています。したがって、これから考えるべき課題は、開発する側も、開発の対象地となる側も含めて、いかに多くの人々が開発という人為的な活動を制御するための制度改革にコミットできるような糸口を考えていくかということではないかと思います。

ごく小さな一例としてカンボジアのお話をしましたが、今日はこの後、6月の法整備支援へのいざない、8月の名古屋でのサマースクール、そして先ほどの研究発表を踏まえてグループ討論と全体討論に入り、いかに多くの人たちが、いかに多くのテーマを見つけて法整備協力に関わることができるかについて考えていきたいと思います。

最初に、法務省法務総合研究所国際協力部の松尾教官に一連の話の整理と第1部から第2部のブリッジをしていただいて、その後、全体討論に移りたいと思います。それでは松尾教官、よろしくお願ひします。

「法制度整備支援における連携と協調のフォーラム」 法務省法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣宏

タイトルの「法制度整備支援における連携と強調のフォーラム」ですが、フォーラムとは公開の討論の場、あるいは広場という意味です。私からは全体討論につながる話として、どうやって連携を深めていけばいいのか、そもそも法整備支援において連携を深めるとは何かといった話をしたいと思います。

第1部の研究発表の位置付け

第1部の研究発表では非常に専門的かつ掘り下げたお話をしていただいたのですが、今日この会場には、松尾弘先生のゼミの皆さんのような詳しい方々ばかりが来ているわけではありません。それこそ「法制度整備支援」という言葉だけは聞いたことがある、という方もいらっしゃるので、この研究発表が一体どういう意味を持っていたのかについて、私なりに整理してみたいと思います。

ご存じのように、法制度整備支援は基本法令の起草支援や改正支援から始まり、法律の運用支援や法律家の人材育成等を基本として行われてきました。法制度整備支援とは何か、というのは ICD のパンフレットにも記載されていますが、法制度整備支援は基本的に ODA 予算を使って実施されています。第1部でお話があつたように、法制度整備支援が最終的に法の支配、グッドガバナンス（良い統治）を目指しているのはもちろんですが、予算を使っているのであれば、日本にとってメリットがなければならぬのではないか、という考えが最近では出てきています。

のことから、平成 25 年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」には日本企業の投資環境整備、つまり日本企業が海外に進出するに当たってのメリットになるようにという観点も加わっています。ODA 予算を使っている以上、やはり成果が求められるというのが、まさしく第1部で発表があつた法制度整備支援事業に関する評価というところです。研究発表でも触れられていましたが、この評価が非常に難しいところです。

JICA では、技術協力専門家に問われる資質と能力の一つに地域関連知識・経験を挙げています。これは法制度整備支援や開発に関わる者が共通に身に付けておくべき事柄と言ってもいいと思います。第1部で、「マレーシア憲法によるブミプトラ政策及び表現の自由について」と題して、マレーシアについて地域研究を行つた関西大学のチームの研究発表がありましたが、各地域を研究していくというのも非常に開発協力に求められる重要な要素となっています。従つて、地域関連知識・経験の重要性というところにこの研究発表は位置付けられるのではないかと思います。

また、各国の法を比較することによって自国の法制度の問題点が見えてくると同時に、対象国の法制度の問題点も見えてくる、という発言がありましたが、その各国の比較、まさに横の比較の重要性ということで位置付けられるのが、「法整備支援におけるドナー間協力の重要性」と「婚姻終了時における夫婦間の財産の平等について」の研究発表だったと思います。要するに、視野を狭めずにきちんと比較する観点を持ってほしいということです。

討論に入るに当たって

全体討論で、どのような人が法整備支援の担い手になるのか、どのような人が加わっていけるのかを論議する上で、現在の支援活動について簡単におさらいしたいと思います。なお、時間が限られているので、2016 年 6 月 18 日に法務省法務総合研究所国際協力部で実施したシンポジウム「法整備支援へのいざない」の第一部で私がお話しした内容についても後ほどご参照いただければと思います。その内容については、（公財）国際民商事法センターが発行している” ICCLC NEWS” 第 41 号に載っています。

基本的には JICA のプロジェクトに MOJ（法務省）、ICD（国際協力部）が協力する形で支援が行われており、対象国から研修員を呼んで日本で研修をしたり、現役の法律専門家が現地に常駐し、プロジェクトオフィスで仕事をしながら現地でセミナーやワーキンググループ、勉強会をしたりして、日々寄り添った支援活動をしています。また、研究者は研究成果をフィードバックすることで、より良い支援に

つなげていきます。弁護士も JICA の長期専門家として派遣されたり、日弁連（日本弁護士連合会）も独自に支援活動を行ったりしています。大学は学生教育や現地国における法教育を担っています。大学における取り組みについては、お手元の CALE（名古屋大学法政国際教育協力研究センター）のパンフレット、それから名古屋大学の日本語による日本法教育について「CALE News」の 2~7 ページに特集が載っているので、併せてご覧ください。

また、法制度整備支援の担い手に関しては、お手元に配布されている JICA の広報誌「mundi」の 16 ~17 ページに研究者や裁判官、通訳などのいろいろな立場の人がどのような関わり方をしているかについて、インタビュー記事が載っています。長期派遣専門家として現地に行っていた法律実務家の方々のインタビューもあるので、全体討論に参加される際には目を通してくださいだとすると、アイデアも出てくるかと思います。

今日は法制度整備支援の裾野を広げるということがテーマですが、松尾弘先生のお話にもあったように、限られた法曹実務家、限られた学者、限られた大学等限られた機関でやっていては裾野が広がりません。なぜ裾野を広げなければいけないかというと、今、法制度整備支援は新たな局面に来ています。基本法の支援だけをやっていればいい時代はもう終わって、対象国における法律づくりのプロセス全体にも目を配る必要が出てきましたし、（先ほど、平成 25 年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」で言及したように）日本企業の投資環境整備といったことにまで目を配るよう、国の方から言ってきています。ただでさえ、この要望に今までの限られたリソースで全部応えられるのかという問題がある中で、さらに、対象国では汚職問題や国全体のガバナンスに関する問題、行政運営に関する問題、教育に関する問題などがいろいろ出てきています。

今、法制度整備支援においては縦と横の関係性があります。縦の関係性とは利害関係のあるつながりで、例えば支援国と被支援国の関係や、組織の中の上下関係などが挙げられます。横の関係性とは、視点を同じくしてものを見ている者同士のつながりです。恐らく今まで横の関係性、つまり志を同じくする者、好きでやっている者、興味を持っている者同士の連携は心掛けてきたと思いますが、今はもう縦と横だけではカバーできなくなっています。縦でも横でもなければ何かというと、斜めの関係性です。これは具体例を皆さんで考えていただきたいのですが、例えば企業の関係者、教員、JICA の法制度整備支援以外のプロジェクトの関係者など、要は法律ダイレクトや開発協力ダイレクトではないけれども、リソースとしては非常に役立つような人たちの理解や協力を得られれば、もっと可能性は広がるのではないかということです。有名な NPO 法人カタリバ代表の方がよく「ナナメの関係」というフレーズを使っているのですが、この斜めの関係を非常に大切にしていただきたいと思います。

それを受け、これは貶める趣旨ではないので誤解しないでいただきたいのですが、第 1 部の研究発表はどれも非常に考察が深く、ICD でも知らないような内容がたくさんあって非常に良かったと思います。しかし、はっきり言うとマニアックなのです。マニアックというのは悪いことではなく、もちろん対象となるものの研究としては、深く掘り下げていく必要があるのですが、マニアックになり過ぎると、恐らく理解者は減ると思います。例えば今日の研究発表は、「一見さん」が聞いて理解できるかということまで考えて、意識して発表していたでしょうか。そういうことを考えていただきたいのです。

これは、この連携企画の趣旨に立ち返るものなのですが、最初に連携企画と銘打って（2016 年）6 月に大阪で「法整備支援へのいざない」を開催したとき、慶應義塾大学や関西の大学を中心に 140 人が集まりました。私たちは、とにかく多くの人に集まってもらわないと意味がないと考えていたのです。恐

らくもともと法制度整備支援に興味のある人は特に詳細に告知しなくてもこのようなシンポジウムに足を運んだと思います。もちろん、興味を持っている人たちもきちんと引きつけておいて協力をいただくのも大切なのですが、しかし、これから大切になってくるのは、今まで法制度整備支援を知らなかつた層の人たちにどうやって伝えていくか、ということです。法制度整備支援にはどのような関わり方があって、自分の持っている素養やスキルでどのようなことができるのか、切り口をいろいろ変えてきちんと伝えていくという作業が必要になってきます。そのためには、ディープな興味を持っていなくてもいいので何かしら話を聞いてくれそうな人、もしかしたら興味を持ってくれそうな人への働き掛けを、今、法制度整備支援に興味を持って関わっている私たちはしなければいけません。少なくとも「法整備支援へのいざない」を企画したときは、私たち ICD はそのような意識を持っていました。それはこの連携企画を共催している名古屋大学や慶應義塾大学の皆さんも同じであったと思います。

そのような意識を持って、今は法制度整備支援の広報を行っています。どうすればより良い広報ができるかを日々考えています。冒頭で、松尾弘先生が平成 21 年に法務省がこの連携企画の原型の企画を始めたとおっしゃいましたが、実は当時、非常に多くの人が集まつたのですけれども、正直なところ、そこからどうやって広報を継続していくかということをあまり考えていなかったのです。その後、「法制度整備支援に関する基本方針」が平成 25 年に改訂され、どんどんニーズが多様化していくにつれて、広報の在り方についても考えていかなければいけないと思うようになりました。法制度整備支援そのものの在り方だけでなく、どうやってこれを広げていけばよいのかについても考えなくてはいけない局面に達したわけです。ですから、この法制度整備支援の分野で自分が興味を持っている点はどこか、また、目の前の人を法制度整備支援の分野に巻き込むにはどうすればいいかを、皆さんには昨日より今日、今日より明日というように深く、広く考えていただきたいと思います。

地域関連知識は皆さん非常に勉強されているので、あえて勉強しろとは今さら申し上げませんが、実は私はもともと法律実務家で、検事をしていました。検事の仕事では、日々いろいろと厄介な人々を相手にするので、非常に人間力が試されます。「人間力」を噛み砕いて具体的要素に分解すると、一例として、「合理的思考力」「意思疎通能力」「共感力」「行動力」「決断力」ということになるかと思うのですが、開発協力に関する知識のブラッシュアップはもちろん、どのような仕事に就いていても、どのような立場であっても、人間の深い営みに根差している法律に日々関わっている以上、ぜひ「人間力」を身に付けるということを自戒も込めて皆さんに共有していただきたいと思います。

第 1 部の研究発表の内容が法制度整備支援においてどのような位置付けであったのかを私なりにまとめるとともに、これから皆さんに担い手としてどのような人に加わっていただくかを考えていただくに当たってのヒントになるのではないかと思い、本日はお話しをさせていただきました。それでは、引き続きグループ討論、全体討論に入っていきたいと思います。

全体討論「法整備支援への新しい関わり方」

モデレーター

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘
法務省法務総合研究所国際協力部教官 松尾 宣宏

(松尾弘) 今、松尾教官にまとめのお話をさせていただきましたが、これからグループ討論に入ります。

四つのグループに分かれて議論していただき、その成果を発表していただいた後、それに基づいて全体討論に入っていきます。

トピックは大きく分けて二つです。一つは法整備支援の参加者について、今まで法曹実務家、弁護士、裁判官、検事、研究者、それから法律の勉強をしている学生が中心でしたが、これからその担い手の範囲を拡大し、関わり方を多様化させていくには、より多くの人々の参加が求められます。どのような人々の参加が必要とされているか、それが望ましいか、あるいは可能性があるかについて、いろいろな観点から考えていただきたいと思います。企業の方、中学校や高校の先生、一般の方など、いろいろな局面での関わり方があると思いますが、発掘すべき担い手で私たちの目が届いていない人たち、あるいはメッセージが届いていない人たちがいるのではないかといったことについて議論したいということです。

もう一つは、法整備支援、さらには法整備協力が取り上げるべきトピックについてです。これまで特に日本の場合、民法や民事訴訟法などの民事基本法、あるいは経済発展を見据えての経済法関連を中心でしたが、最近は倒産法や知的財産法、消費者契約法などの分野にも広がっています。しかしながら、そういう狭い意味での法律に限る必要はなく、また、限っていたのでは社会に法・ルールが浸透していません。ですから、狭い意味での法律に限らず、地域のルール、企業やNGO等の組織内部のルール、あるいは組織間の暗黙の取り決めといったものもあるでしょう。法整備協力がこれから対象にしていくべき分野・トピックについて、盲点があるかもしれませんから、これから議論していただきたいと思います。

時間は 15 分を目安に話をさせていただき、その成果を各グループの代表者に発表していただきます。その後、それに基づいて全体討論に入りたいと思います。それでは早速、皆さんの封筒に A～D のアルファベットが振られていますので、各グループで集まって話し合った後、発表の代表者を決めていただきますようお願いします。

*** グループ討論 ***

(松尾弘) それでは、グループ A から発表をお願いします。

(A グループ) 関西大学の大倉です。よろしくお願いします。

1 番の担い手については、主に三つの個人または団体が挙げられました。一つ目は企業です。企業はいつも法律の守り手、受け身であるということで、逆に自分たちからアクションを起こして、法律に対して何かしらインセンティブを与えられないかということがありました。そして、話が 2 番のトピックに話が飛んでしまうのですが、企業が法律を整備するというと、経済的・民商事法的な面もあれば、知的財産法という面もあります。やはり知的財産が企業にとって重要なものであるということで、そういう意見が出ました。

主体の二つ目は、ロースクール生（学生）です。ロースクール生は法律の専門家であり、人数も多いです。サークル活動等で関わるという自由さもあり、学生交流もできるということで、フランクな関係で交流できます。そもそも企業だと自分の利益を考えてしまう、もしくは法律があっても、利益相反があつてなかなか法律の執行がされないといった問題があるのではないかという議論がありました。

三つ目は自衛隊です。自衛隊はPKO協力活動等で現地に派遣され、最前線で活動しています、そのような中で主に警察、刑事法的な役割を担うことができるのではないかと考えました。また、第三国からの派遣であるため、汚職についても何かしら指摘ができるのではないかという意見が出ました。

(B グループ) 私たちは1番と2番と一緒に議論していたのですが、まず、企業に勤務している人たちが海外に行ったとき、どういったことを感じるかという話になりました。ルールという観点では主に交通関連、信号機や道路標識等に関して差を感じるということで、道路交通法等が今後の法整備支援のトピックとして可能性があるのではないかと思いました。

また、1番の扱い手に近いところでは、国の法律を変える場は国会ですが、それを主体的に提案するのは政治家であることから、彼らにどうにかして現状の問題点を知らせることが大事です。従って、政治家が世の中の問題点を吸い上げる方法など、日本の政治家がそういったことがうまいかどうかは分かりませんが、そこでも何か整備や支援ができるのではないかという意見が出ました。

日本では議員が個別に立法する議員立法という形での法案提案はあまりなく、結局は政府が考え、提案しています。要するに国主導であるため、やはり国が問題点を把握しなければいけません。ですから、日本の方で扱い手を新しく広げることも大事かもしれません、まず海外支援に関して言えば、松尾教官がおっしゃっていたように、これからはもっと裾野を広げていかなくてはいけません。現状で携わっている人たちが、海外支援をしたいという方々が主だと思います。一方で、これからは海外支援に特に興味がない人にも法整備支援の存在を知ってもらい、参加してもらうことが大事になります。その際に、その良し悪しは別として、企業等にとってメリットになることを周知していく必要があります。それはJICAなり法務省なりが努力していくべきではないかという意見が出ました。

(C グループ) C グループでは法整備支援の主体に着目して、支援国側の主体、そして被支援国側の主体について議論しました。

まず、支援国側の主体に関しては、今、日本では仕事をリタイアした後に東南アジアに移住する人がとても多いということで、彼らが一般人の視点で法整備支援に関わられるのではないかという案が出ました。

また、どのような支援をするかで主体も変わるのでないかという意見も出了しました。例えば投資目的であれば、会社・企業の人たちが支援に関わるべきと言えます。これに関連して、海外転勤が多い営業マンが何らかの形で関わられるのではないかという話も出てきました。例えばiPhoneの製造に携わる人たちが海外転勤が多いらしく、そういった人々が具体例として挙げられます。その他、企業の理系の人、技術職の人たちも関わられるのではないかという意見もありました。建築問題や原子力問題など、今は間接的にしか関わっていないけれども、今後、直接的に関わっていくのではないかということです。

次に被支援国側の主体についてですが、一般市民の方々に司法アクセスの問題があるということが皆さんの前提にあり、どのように一般の方に法律に関わってもらうかという議論から出発しました。ここでまず挙げられたのが、小さい子どもに対するアプローチです。日本でも法律家を目指す人が減っているというお話を伺って、小学生などの幼いときから法教育を受けてもいいのではないかという意見が出ました。これは身近なものにしたいということで、教師や学生が関わることで裾野が広がるのではないかということです。

また、身近なコミュニティの中のテレビやラジオといったメディアが関わるのではないかという意見が出ました。今、法律事務所や相談窓口の宣伝もちらほら流れていますが、もっと日本以外にもやって、メディアもそういう形で関わればいいのではないかということです。

それから、これは各国で違いますが、村長が法律問題を独断で決めているなど、権限が大きい場合が多いと思います。そのような村長も積極的に法整備支援に関われるのではないかという意見が出ました。また、これに関連して、地方公務員も関わるのではないかという意見もありました。先ほど教育は子どもを巻き込んで行った方がいいと述べましたが、それにプラスして、今いる大人に対してどうアプローチするかの具体例として村長や地方公務員が挙げられるということです。

一方で、そのような大きな権限を与えられた人たちに対して声を上げにくい人たちの声をどう聞いてあげるのか、その声がないがしろにならないような注意も必要です。そのような立場の弱い人をどう法律で救うのかという議論の中で、宗教そのものを結び付けてアプローチできるのではないかという提案がありました。宗教というと国民と関わりやすく、また、宗教のトップに引っ張ってもらえると、法整備支援がさらに進むのではないかという考え方です。

(D グループ) D グループは、まず法制度整備支援の主体を考えるに当たり、法とは何かを考えました。松尾ゼミは民法や基本法を前提にしているのですが、もはや基本法だけでなく、特許法や知的財産法も含めたさまざまな法制度整備支援が必要となってきます。そうすると、法務省だけではなくて文化庁などの他のセクターの協力も得なくてはいけないのではないかという話が出ました。また、法制度整備支援の運用や教育について、やはりゼミ生などが中学校に行って発表するような場を設けて面白いのではないかという提案も出了しました。

それから、今日初めていらっしゃった方にお伺いしたのですが、やはりメディア一般への働き掛けが弱いと言えます。そもそも法制度整備支援が知られていないのが現状です。では、どうしたらいいのかというと、例えば今日の研究発表にあったアッラー裁判などは日本に引き付けて考えると理解しやすい話題です。ラオスとカンボジアを比較するのも大事ですが、それだとなかなか日本人に理解してもらえないで、日本法に寄せて理解しやすくするという方策を取るのはどうかという議論になりました。

最後に、私見ですが、松尾ゼミのゼミ生が頑張って各セクターで盛り上げるのが一番早いのではないかと私は思います。

(松尾弘) ありがとうございました。今の話を聞いただけでも、担い手の拡大や関わり方の多様化に関わる指摘がありました。それでは、相互に質問やコメントをいただきたいと思います。先ほど担い手、主体の方について、今まで必ずしも参加者ではなかったかもしれないけれども、これから有力な担い手となり得る主体として会社・企業、あるいは営業マンが挙げられていたかと思います。狭い意味での法律だけでなく、ルール形成という観点から、今、一体どのような問題が起こっているのか、ルールの制定はどうなっているのかといったことについて、企業の中で法律家として活躍しながら、主としてコンプライアンスの普及の仕事をされてきた成田愛樹さんにお話を伺いたいと思います。

(成田) 三井住友銀行の国際統括部でインハウスロイヤーをしております、成田と申します。第 63 期で、弁護士になって 6 年目になります。簡単に私の経歴をご紹介すると、私はもともと慶應義塾大学

の経済学部に所属していました。中国経済のゼミに入っていたのですが、当時、中国はWTOに加盟したばかりで、まさに先ほど松尾先生がご紹介していた東南アジアの開発にまつわる社会問題が、中国でも起こっていました。高層ビルを建てるために、そこに住んでいる人を追い出すとか、環境破壊、それから日本企業の知的財産を侵害するような偽物の販売など、経済発展に伴って引き起こされている社会問題をどうやって解決すべきかについて、ゼミで議論していました。私はその解決方法の一つとして法律があるのではないかと考え、法律に興味を持ってロースクールに進み、弁護士となりました。

そのような経緯で弁護士になったため、あまり契約審査や訴訟にそこまで興味があるわけではなく、司法修習修了後から完全なインハウスロイヤーとしてビジネスの場で働いています。最初の1年間は、ベンチャー企業、小さい企業のコンプライアンス部門に所属して、個人情報保護の社内ルールの整備に取り組み、2年目からはYKKというメーカーで海外コンプライアンスの仕事をしました。YKKは71カ国に進出しているアパレルの会社ですから、法の整備がされていない途上国でいかに公正なビジネスを行っていくかについて、日々、考えていました。そして昨年、三井住友銀行に転職し、よりビジネスに近いところで仕事がしたいと思ったので、法務部ではなくて国際ビジネスをしている部署を統括しているミドルオフィス、法務部等の管理部門と営業部門の間くらいの部署に所属して、唯一の弁護士としてコンプライアンス業務に携わっています。

先ほどのディスカッションでは、どのグループも法整備支援の担い手として企業を挙げていたかと思います。確かに企業は利益を出さなくては存続できないので、利益は大事な目標の一つなのですが、最近はCSRという言葉が出てきて、要は利益だけを重視すると社会にたたかれるという問題が起きています。ビジネスを行うに当たっては必ずしも利益だけでなく、コンプライアンスを重視しなくてはいけなくなったわけです。例えばかつてDの途上国の工場で児童労働が発覚し、NGO団体に非常にたたかれて大きな問題になったことがありました。

ただ、本当にその国で児童労働が禁止されていたのかというと、されていなかった可能性もあると思うのです。必ずしも途上国の法律は完璧ではなく、日本と同等のレベルの法が整備されているわけではありません。だからといって、日本のような先進国で禁止されていることを途上国でやっていいということにはなりません。企業は自らルールをつくり、その企業の規模・在り方としてふさわしいビジネスをしていかなくてはいけないということで、私はCでグローバルに横軸を通した社内ルールの整備に取り組みました。やはり途上国に進出しているグループ会社と日本本社の社内規定を比較すると、前者はかなり劣っています。そこで、その国の法律では必ずしもそこまで要請されていない場合でも、Cの基準としてやってはいけないことを定め、どのようなレベル観でビジネスをしてほしいかという社内ルールをつくりました。

そのような形で、企業は確かに法整備支援、その国の例えば民法法案やルールづくりの担い手にはなり得ると思います。一方で、ここでお話を伺っていて不安に思ったのは、だからといって企業にそこまで大きな役割を期待されても、果たして応えられるかは疑問であるということです。企業にその国の法律を整備するインセンティブがあるのかというと、正直なところ、ないのではないかと思います。確かに投資環境は整備してほしいのですが、それはやはり国の仕事だろうというのが、あくまでも企業の意見です。私は企業内にいてコンプライアンスを推進する立場ですが、なかなか難しく、やはりビジネスが1番で、コンプライアンスは2番、3番に回っていってしまいます。自らのビジネスに直結するところですら、そのような立ち位置なので、企業に積極的に法整備支援を求めていくには、どれだけ企業に

メリットがあるかを積極的に説明しないと、引き込んでいくのはなかなか難しいのではないかと思いました。

法律を守るとか、企業内のルールとして整備するといった面では企業が役に立てると思うのですが、一方、途上国で一つ難しいのは、法律があっても守られないという問題があることです。途上国にはいろいろな法律があるのですが、新しい法が施行されたら、もちろん法務部で検討して社内のルールを変えます。しかし、現地のグループ会社からは「この法律は誰も守っていないのに、うちはここまでやるのですか」と言われます。そう言われても、「では、守らなくていいです」とは言えないので、非常に困ることが多いです。

その意味では、法をつくったら、きちんと執行する仕組みをつくってほしいというのが企業の意見です。ただ、その執行に企業が携わることはできませんし、また、携わるべきではないと思います。それは法整備支援にかかわらず、一般的な経済における開発学でも、ある国が主導する開発において企業が前面に出てきてしまうと、公平性や第三者的な視点に欠け、信頼性を失ってしまいます。日本の国益のための開発ではないかと見られてしまう恐れがあるので、私はそこまで企業が踏み込むべきではないと考えています。

もう1点、今日の第1部の研究発表を聞いていて思ったのですが、私の出身である経済学部では、このような社会問題や経済問題を議論する際に経済指標、数字を見ます。これは現実の社会の在り方、ステータスをある程度数値化したものなので、それを基に問題の所在を突き止めてアプローチすることは、そこまで難しくありません。それに対して法律はあくまでも人がつくったフィクションのものなので、それを見て「この社会はこうだ」とは必ずしも言えないと思っています。従って、法律だけを見て「この社会はこうだ、だから平等／不平等だ」と議論するのは難しいのではないかと感じました。

そのような観点から担い手について言うと、既にコラボレーションされていのかもしれません、経済学でも開発学はかなりメジャーな学問で、もしかする開発学は法整備支援よりも活発で歴史もあるのではないかと思いますから、例えばその分野の学生を引き込んでみると、そういったところを巻き込んでみるのもいいのではないかでしょうか。第1部の研究発表にあった家族法の相続分の比較でも、やはり法律だけを見ていましたが、質疑応答で指摘があったように、子の相続分が大きいというのは出生率とも関連してきます。社会の出生率や所得というは経済学でよく取り扱われるテーマですから、そういった隣接する学問、遠からず近い社会科学の学部の学生と連携すると、どんどん法整備支援を広めることもできると思いますし、法整備支援を考える上での視点も深まるのではないかと思いました。

(松尾弘) ありがとうございました。皆さんも今のお話を聞いて、もっと聞きたい、あるいはもっと言いたいと思ったことがあると思いますから、それはぜひメモしておいてください。

もう1人、今日はカンボジアからの留学生の方がいらっしゃっています。法整備支援の担い手やトピックについて、カンボジアの学生の立場から見て「法整備支援のメニューにこのようなことがあればいいのに」、あるいは「大学の法学部がこうなればいいのに」といったコメントがあれば、お願ひします。

(チェッター) 初めまして。カンボジアから参りましたチェッターと申します。現在は東京大学に留学しています。日本に来る前、私はカンボジアの法整備支援プロジェクトにスタッフとして参加していました。

まず、カンボジアの法整備支援に関する状況を簡単に述べたいと思います。カンボジアの法整備支援にはいろいろな活動があり、学生向けに裁判官等の法律家や法機関のセミナーを開催したり、各機関のワーキンググループが教材を作成したりしています。私が思うに、今、変わっているのは判例の公開です。現在、カンボジアでは判例がまだ広く普及していません。法律を勉強するときは判例の検討が必要となります。しかし、残念ながら、カンボジアは条文だけを勉強しており、過去の判例において、どのような事実によって、裁判官がどのような評価・判断をしたのかは学ばれていません。ですから、近い将来、カンボジアへの法整備支援として判例の研修が実施されれば、非常にありがたいと思います。

(松尾弘) ありがとうございました。ここまで貴重なご意見をいただきましたが、大きく分けて、法整備支援の関係者・関心を持つ人をもっと巻き込みたいという主体についてのお話と、それからトピックについてのお話の両方が出たかと思います。さらに質問や追加のコメントがある方は挙手をお願いします。

(鈴木) 慶應ロースクール2年の鈴木と申します。先ほどCグループから法教育のお話が出たと思うのですが、慶應のロースクールには法教育のサークルがあって、今、中学校、高校および少年院に対して法教育を行っています。ロースクール生が東南アジア諸国等の中学生や高校生に基本的な法教育をすることが将来的にできれば、それも一つの担い手の役割になり得るのではないかと考えたので、ここで補足させていただきます。

(松尾弘) 確かにそうですね。そのような活動はこれから活発にしていきたいということで、恐らく具体的に考えている人たちもこの中にはいると思います。ありがとうございました。他にどうでしょうか。

(山下) 第69期司法修習生の山下です。私は慶應のロースクールを卒業したのですが、先ほどAグループからロースクール生が担い手になるのではないかという意見が出たので、個人的なロースクールに対するイメージも踏まえて意見を述べたいと思います。正直に言って、この法と開発の分野というのは、将来、法曹になるロースクール生にとっても遠い存在であり、日本のロースクール生はやはり司法試験を控えているので、どうしてもいろいろな方面に興味を持つのは、本当にそれをやっていこうという人でない限りはなかなか難しいのではないかと思います。

例えば選挙で投票できる年齢が18歳に引き下げられましたが、その法律ができてから高校で選挙についての教育が急に新しく設置されました。しかし、18歳になって大学に進む人もいれば、進まない人もいて、いろいろな進路があるので、本来であればもっと前から選挙や国政に関する教育をしておくべきだったと言えます。必要に迫られないと制度ができなかつたというのは、やはり自分たちに必要でないと思っているうちは、いくら教育しても、それで100パーセント全てを解決できるわけではないということだと思います。

反対しているわけではないのですが、やはり(主体として)どのような利益・メリットがあるから知りたいのかということが重要になります。先ほど企業というお話もありましたが、企業もどのようなメリットがあるのかを具体的に考えていかない限りは、新たな主体・担い手として関わっていくのは

なかなか難しいと思います。ロースクール生でもハードルの高い分野ではあるので、まずは担い手になり得る人たちが開発や立法といった部分を含めてロースクールのうちから検討できるような環境が必要ではないかと思いました。

(松尾弘) 鈴木君はロースクールで法教育の活動をしているとおっしゃっていましたが、今のお話を踏まえて、どのようなメリットがあると感じていますか。

(鈴木) 法教育をする側のメリットというと、やはり法律を知らない人に対して説明するので、法律用語をなるべく使わずに、かつ、資料を作るにもシンプルに表現しようと努めます。そうすることで、自分の法律への理解がより深まっていくことがあります。また、もし将来、外国で法教育をすることになれば、英語等の外国語能力を身に付ける機会にもなってくるかと思います。確かに時間的な制約は厳しく、1~2年生の夏休みや春休みぐらいしか恐らくできないと思うのですが、そのような短い期間であっても、それなりの経験になっていく可能性はあると思っています。

続いて、法教育を受ける側のメリットがどの程度あるかですが、今まで私たちのサークルは2カ所で法教育を実施しました。そのときの感想として、「今まで考えていなかつたような、実際にどこにでもあり得るテーマについて理解する機会になってとてもよかったです」と言ってもらったり、ロースクールというものを知らなかつた人たちにその存在を知ってもらったり、「今まで法律について考えたことはなかつたけれども、今後考えてみたい」と言ってもらえたこともあります。そのように知る機会を提供することで、今後、何かしらの変化、法律への理解が深まるきっかけぐらいにはなるのではないかと思っています。

(松尾宣) 法律家も法教育をしていますか、なぜロースクール生でないと駄目なのでしょうか。

(鈴木) それは私たちも考える機会があったのですが、ロースクール生と実際に法律家になった人の違いとして、ロースクール生の方が一般人により近い存在であり、また、年齢的に若いという二つの要素があるかと思います。そうすると、法教育の受け手側としても話に乗ってきやすいような気がしました。私も都内の高校に法教育をしに行くのですが、年齢もそれほど離れていないので、休み時間に一緒に話もできます。近い存在として見てもらえるので、こちらの考えを伝えやすいということが一つあります。実際に弁護士の先生が法教育の授業をすると、やはり受け手側が先生という少し遠い存在の人から話を聞いているという認識になってしまい、なかなか率直な意見を言いにくい雰囲気があるような気もします。

(松尾宣) 他のグループで、今のお話について何か意見はありますか。

(佐藤) 佐藤です。私はもともと社会学なので、法教育はしていませんが、教育支援は結構やっていて、被災地に行って無料の塾を開いたりしています。そこでかなり多い指摘として、セミナー等をしたときは「話が長い」「つまらない」「遠い」という3点が基本的にはあるのです。この3点を考えたときに、若い人は「話が短い」「そこそこ面白い」「近い」という意味では本当に大きいと思うのです。正

直に言って、話の内容は全然変わらないというか、むしろ専門家の方がよく考えれば面白いことを言っているのですが、言ってしまえば、聞いている方はよく考えていないのです。ですから、若いということはもしかすると教授の方々が考えているよりだいぶ大きいと思います。

(松尾宣) ここを掘り下げていくと本当に大論争になりますから、少し視点を変えたいと思います。ここまで話題が企業や教育関係に絞られているような気がしていて、開発系だと、NGO や NPO といった扱い手の関わり方についても考える人が出てくるのではないかと思ったのですが、何かご意見はありますか。私も NGO や NPO が具体的に何をやるのかと言われたら、すぐには思い付かないのですが、そういうことについて考えたグループ、あるいは考えた人がいれば、教えてほしいと思います。

(野沢) 一橋ロースクールの 3 年の野沢と申します。私自身、国際 NGO・NPO 法人かものはしプロジェクトを通して実際にカンボジアに行って、スラム街を見たり、カンボジアの歴史を知るために重要な場所を訪問したりしました。実務的な問題点について、私は高校 3 年生のとき学生みんなで考えてみるという活動をしたことがあります。そのときに思ったのが、やはり NGO・NPO 団体というのは一番現地に密着していて、現地の声を一番知っているということです。特に困っている人たちの声をよく聞いている人たちなので、そのような人たちの法整備支援への参加は、本当に困っている人たちのリアルな声を抽出するというか、そこから情報を集めてくる能力が非常に高いので、可能性は十分にあると思います。

また、いろいろな NGO・NPO 団体に話を聞くと、困っているのはやはり金銭面です。お金がないと、できる活動にどうしても限界があるという話はどこに行っても聞きます。そういうところのサポートを法整備支援という活動の範囲でできるかは分かりませんが、その活動の範囲をより広げることができれば、本来、NGO・NPO 団体がやりたい活動を法律を通して、できるようになっていく可能性は十分にあるのではないかと、自分自身の経験として思っています。

(松尾宣) ありがとうございました。対象国の法整備支援というよりは、企業が法整備を必要としている理由と似たような視点で、日本の NPO・NGO にとってのメリットとしての法整備支援という意味での意見でしょうか。もちろん、現地の声を吸い上げるという扱い手の側面もあるのですが、逆に NPO・NGO が法整備支援に限らずに活動していく上で、現地のニーズを聞き出すプレーヤーとしての NPO・NGO という意味も込めて言ったという理解でいいですか。

(野沢) 双方の側面があると思います。

(森川) 森川と申します。最近、ロボットの市場調査でアジアに行って感じたことがあるのですが、今、パーム油が世界中でどんどん使われています。その一方で、これは環境問題や人権問題に関わっています。（つまり）パーム油は熱帯雨林にちょうど重なる部分のアブラヤシ農園でしか取れないものですから、熱帯雨林を壊しながら作っていくということがあります。それから、そこでは非常に貧しい国から出稼ぎに来ている人がいるのですが、給料が良いと言いながら、実は囲われて強制労働させられているという実態があります。

現地では日本のNGO団体も活動しており、そういう企業を法的に訴えることもあるらしいのですが、日本のNGO団体はどうしても力がないといわれています。海外の大きなNGO団体は本当に強硬な形で活動し、市民活動まで大きく広げて、企業の利益を圧迫するところまで持っていくものですから、大企業は海外のNGO団体の声を無視できなくなっているそうです。そのように海外のNGO団体は大企業を変える力があり、企業に環境や人権をちゃんと守っていくような自主的なルールづくりをさせることができます。国によってはNGO団体は力を持っているのですが、小さいNGO団体が集まっているだけでは、なかなか変えられない現実があるようです。

(松尾弘) 開発に関しては「環境社会配慮ガイドライン」ができて、いろいろな国際機関や企業がそれを遵守しており、あるいは銀行は「赤道原則」を設けて、法律の要件を満たしてもなお守るべきガイドラインという、一種のソフト・ローのようなものができかかっています。そして、その遵守に関してはNGO・NPOが非常に活動しており、政府ともすごく良い意味で緊張関係にあるのですが、その活動について、これからどのような形でその緊張関係を保ち、対象国の立場でルールづくりを進めていく原動力になるかというのが大事ではないかと思います。ありがとうございました。

いろいろなお話がありましたが、非常に重要な指摘を頂いて、今日の討論の目的・論点としていた主体と支援の対象については議論が進んだかと思います。残り時間もわずかですから、この点について特に質問したい、あるいは述べたいという方がいらっしゃれば、遠慮なく挙手してください。

(E) 先ほどのお話にもあった法務省法務総合研究所国際協力部が発行している「ICD NEWS」の第68号では、「法制度整備支援と『ビジネスと人権に関する国連指導原則』—すべては人々の人権のためにー」と題して日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所の山田先生に寄稿いただいています。この論文には今の論点がかなり入っており、企業活動と法整備支援をどれぐらい結合させるべきかというお話です。今、ご指摘のあったことは、この山田先生の論文に大体の方向性が書かれているのではないかと思って情報提供させていただきました。第68号については、当部のホームページにアップされています。

(松尾宣) 法務省法務総合研究所国際協力部で検索していただければ、PDFデータで出てきますので、よろしければご覧ください。

(松尾弘) ありがとうございました。先ほど、メディアの目から見て法整備支援というのはすごく遠かったのではないかというお話も出きましたが、メディアの観点から本日取材に来られたNHKの山内さん、今まで法整備支援は取材の対象にはなってこなかったと思うのですけれども、ご覧になって率直にどう思われましたか。

(山内) 今日は取材にお邪魔しました、NHKの山内と申します。憲法の取材をする関係で法整備支援に着目して取材している中で、このシンポジウムを知りました。今日の夜のニュースで報道させていただければと思っていますが、私は法学部出身なのですけれども、今日の第1部の研究発表は率直に言って大変難しいというか、あまり知らない内容でした。先ほども法務総合研究所の阪井部長ともお話をし

ながら、これを平易な言葉で一般の視聴者に説明するというのは、かなり骨が折れるなと思っています。

ODA の戦略性というのはよく分かるのですが、一方で、われわれは特に公共放送ですから、それが本当に必要な支援につながっているのかという疑問は、素人ながらに感じています。もちろん ODA は税金ですから、戦略性が重要だとしながら、一方で大学等が育成に関わっていくというのは、ある意味でそういう戦略性とはまた違った公的な観点から求められているのではないかとも思います。

ただ、視聴者を意識すると、本当にこれが何のメリットになっているのかはなかなか即座には分かりにくく、少しでもできるだけ多くの方が法整備支援に関わるようにしていきたいと思っているのですが、最後までなかなか難しい議論だったなというのが正直な感想でした。

(松尾弘) 貴重なコメントをありがとうございました。それも十分考慮しなければいけない点だと思います。

今日は本当にいろいろな立場の方に参加していただき、コメントをいただきました。本当にありがとうございました。残念ながら時間ですので、全体討論は以上で締めさせていただきます。今回の議論の成果については取りまとめて、関係する法務省、慶應義塾大学、名古屋大学といったところを通じて、できるだけ分かりやすく公表したいと思っています。積極的なご参加をありがとうございました。

閉会挨拶 小畠 郁（名古屋大学法政国際教育協力センター長・法学研究科教授）

この連携企画は、昨年まではさまざまな団体の共催で行ってきて、名古屋大学の CALE が事務局等ではかなり主体として活動してきましたが、昨今の財政難等のさまざまな事情により、今年度から ICD や慶應義塾大学を中心に事務局を分担するという形で本シンポジウムを開催させていただきました。大変ありがとうございます。

私は 3 年連続でこの連携企画のシンポジウムに出ていますが、今日の前半の研究発表も後半の全体討論も、過去のものと比較しても非常に優れていたと思っています。濃密な議論をすることができました。今年の特徴として、かなり比較法的な視点、あるいは外国法的な視点に踏み込んだ発表があったということで、もちろんその他法整備支援論という領域での発表も期待されるのですが、そちらの方向にも広がっていることを非常に頼もしく思っています。

今回のテーマであるマルチラテラルというのはどのような文脈でお話したかというと、要するに日本の比較法学を発展させる契機として、この法整備支援の分野があるのではないかと思ったわけです。まず古い比較法学が前提としてきた欧米の法がどうなっているのかを調べ、それが日本にどれくらい当てはまるかということだけを考えてきたユニラテラル、あるいはバイラテラルな比較法学からマルチラテラルな比較法学に進化していくということが、法整備支援をすることで広がっていくのではないかと考えました。

そして、今日の研究発表はそのような形の広がりを示している発表だったと私は思っています。つまり、結論で日本の制度の弱点、問題点を鋭く指摘するような内容となっており、これは比較法学あるいは法整備支援論というところで日本の法学にもメリットがあるということの実例ではないかと思いました。そのような意味では、メリット論は必要なのですが、もう少しメリットの視点を広く持つ必要があるだろうと思います。法整備支援が最初は持ち出しの協力という形で始まったのは間違いあ

りませんが、それをただ持ち出しただけでなく、いかに日本の社会や学問の発展につなげていくかというのではなく、私たちの考え方次第ではないかとも思うわけです。

この機会にもう一つ申し上げたいと思うのですが、日本の法学というのは、あたかも箱庭に山を作り、川を作り、木を植えてという形で一国社会の法は形成されていくのだというイメージで語ってきたのではないでしょうか。私は最初からそれを不満に思っていたのですが、つまり、司法試験で求められているのはそういう知識ではないかということです。箱庭のように育ってきた日本の判例を必死になって勉強することが、司法試験で勝利する秘訣になってしまっているのではないかというのが、私の日本の法学に対する根本的な疑問です。

それは何も保守の議論だけではなく、左派の法学の問題でもあったと思っています。例えば押し付け憲法論は、本当に押し付けという事実はあったと言うと思うのですが、恐らく左派の総括は、押し付けという不幸な結果を招いたのは当時の日本政府の問題であるというものだと思います。果たしてそのような総括でいいのかというのが私の疑問で、もはや現代において一国の憲法の形成や変動というのは、国際混合権力という言葉を私は使うことがあるのですが、かなり国際的な、あるいはミックスした環境下で行われることが常態化していると捉えた方がいいのではないかと思っています。カンボジアの憲法もその一例です。その意味では、押し付け憲法論をどう総括するかは、今、やはり見直さないといけないと考えているわけです。日本の法学はいわば箱庭をどう美しく作るかに終始してきて、実際に国際政治学や国際経済学といったさまざまな関連分野の知見を十分に取り込んで法学を構想してきたのかというと、そこには大きな疑問が残ります。

また、恐らくそういうこととも関係していると思いますが、自らの反省も含めて申し上げれば、私たちは法学という学問をあまりにも上から目線で考えてきた、また、教育してきたのではないでしょうか。私たち自身が法学を日本の普通の人々とは非常に無縁な存在として、大学に入らなければ勉強できないものと位置付けてきたのではないかという反省が私の中にはあります。実は中学校でも、高校でも、あるいは公務員試験のような形でも法律の重要な基本は教えられているわけですが、それとは別に日本の大学の法学があるようなイメージで、大学やロースクールにおける法学教育、そして法実務教育をしてきたということが、今、鋭く問われていないかというのが、私にとっては非常に大きな問題です。

名古屋大学の日本法教育研究センターでは、「日本語による日本法教育」が行われています。実はその教材をある法律関係の出版社に見せたことがあるのですが、そのときに「これはもちろんアジアで日本語による日本法教育をする上で非常に有益な教材かもしれないが、本当は日本の高校や大学の教養課程で使われてもいいような教材ではないか」という指摘がありました。私たちの反省材料として、例えば法律の語彙は社会の語彙と少し違うといったことも含めて、法学の基本的なところを日本の若者にきちんと教えてこなかったということがあるのではないかと思います。その意味では、慶應義塾大学には法教育のサークルもあるそうですが、私たちは若い人たちの新鮮な感覚に学び、日本の法学の在り方、法教育の在り方、そして研究の在り方を反省しなければなりません。

私はこのような場に来ると、自分が半分破壊されて、新しい自分が生まれるかのような意識を持ちます。それが本来、世の中を理解するというプロセスではないかと思います。そのように今までの古い自分が若干壊れ、新しい自分が付け加わっていくということが、世の中をより深く把握し、より良い社会を築いていくきっかけではないかと考えています。その意味で、法整備支援は非常にエキサイ

ティングで刺激的なフィールドであり、非常に豊かなフィールドであると私は確信しているところです。

最後になりますが、この機会をつくってくださった慶應義塾大学をはじめとする法整備支援ネットワークの皆さん、とりわけ慶應義塾大学の事務局に感謝して、本シンポジウムを終わります。なお、私の反省として、来年度は名古屋大学の学生をもっと刺激して、ぜひ彼らがこの場に参加して躍動するような会にしたいと思っているので、よろしくお願ひします。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野